

会津若松市議会定例会 令和8年9月定例会議一般質問 質問予定日及び質問順

○ 9月7日（月） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
1	長谷川純一 議員 （一問一答）	1 第4次会津若松市食料・農業・農村基本計画の策定について	1
2	笹内直幸 議員 （一問一答）	1 学校給食について 2 子どもたちが安心してスポーツができる環境について	1
3	大島智子 議員 （一問一答）	1 道路環境の安全対策について 2 予防接種の推進について	4
4	村澤 智 議員 （一問一答）	1 防犯対策の推進について 2 健康寿命の延伸と窓の関係性について 3 住環境の改善について	8
5	丸山さよ子 議員 （一問一答）	1 男女共同参画社会の推進について	10
6	原田俊広 議員 （一問一答）	1 スマートシティ会津若松について	14
7	小畑 匠 議員 （一問一答）	1 樹木に起因する安全管理と清掃負担について 2 市民の声が届き、動きが見える市政について 3 米価下落に備えた持続可能な水田農業と農業者所得の確保について	17

○ 9月8日（火） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
8	渡 部 認 議員 （一問一答）	1 金利上昇や円安等による市民生活と市内企業や誘致見込企業への影響について 2 第3次観光振興計画と今後の観光振興策について 3 学校教員の健康管理と教育現場の課題について	21
9	大 山 享 子 議員	1 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりについて	24
10	吉 田 恵 三 議員 （一問一答）	1 （仮称）働く若者会議の創設について 2 産業の振興について	26
11	松 崎 新 議員 （一問一答）	1 会津若松市のまちづくりと財政健全化について	28
12	大 竹 俊 哉 議員 （一問一答）	1 教育環境の整備について 2 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想と史跡若松城跡総合整備計画書について	31
13	内 海 基 議員 （一問一答）	1 子育て支援について 2 水道事業について 3 鶴ヶ城について	37
14	奥 脇 康 夫 議員 （一問一答）	1 核兵器廃絶平和都市を宣言した本市の取組について 2 （仮称）会津若松市新工業団地について	39

○ 9月9日（水） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
15	平 田 久 美 議員 （一問一答）	1 働く若者や女性が挑戦し、働き続けられる まちづくりについて 2 安心な妊娠・出産育児等の支援について	43
16	小倉孝太郎 議員 （一問一答）	1 教育行政について 2 学童及び幼児教育について	46
17	中 川 廣 文 議員	1 子どもの育成について	53
18	石 田 典 男 議員 （一問一答）	1 大規模地震に備えた本市水道施設の現状と 今後の課題について	56
19	譲 矢 隆 議員 （一問一答）	1 熊等の獣害対策について 2 介護保険サービスの継続性について 3 バス停留所の利便性向上について	57
20	成 田 芳 雄 議員 （一問一答）	1 中小企業及び小規模企業振興条例について	58

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局（３９－１３２３）へ】

令和 8 年会津若松市議会定例会
令和 8 年 9 月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 個 人 質 問

1 議 員 長谷川 純 一（一問一答）

(1) 第 4 次会津若松市食料・農業・農村基本計画の策定について

① 食料の安定供給

- ・ 安全な農産物の安定供給についてのこれまでの取組と成果を示せ。
- ・ 地産地消の推進による消費拡大についてこれまでの具体的な取組と目標について示し、今後の考え方を示せ。

② 農業の持続的発展

- ・ 担い手の確保・育成について農業従事者の減少に歯止めがかからない中、持続可能な農業経営の確立が求められている。市が進めているスマート農業支援のこれまでの成果と今後の課題について示せ。
- ・ 生産性と収益性の向上について第 3 次食料・農業・農村基本計画上の取組成果を示せ。
- ・ 優良農地の確保と担い手への集積について、地域計画の進捗状況を示すとともに、担い手の集積を今後どのように進めていくのか考えを示せ。

③ 農村の振興

- ・ 都市と農村の交流の推進について、近年、観光客の獲得だけでなく、継続的に地域と関わる関係人口の創出が重要視されている。首都圏のリピーターを農業サポーターとして受け入れ、農業施設の維持・管理などを行うことで、農村の振興につなげていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 市は令和 8 年 6 月 29 日「オーガニックビレッジ宣言」を行ったが、特に、力を入れている内容があれば示せ。

2 議 員 笹 内 直 幸（一問一答）

(1) 学校給食について

① 安心安全な学校給食

- ・ 令和８年度行政運営方針（以下「行政運営方針」という。）には、「老朽化している給食施設の設備について、計画的な修繕や更新を進めていく」とある。老朽化している給食施設の設備について、どのような考え方及び優先順位により修繕・更新を行い、安全性を確保していくのか示せ。
- ・ 行政運営方針には、「給食施設の集約化や既存の給食センターにおける受配校の見直しなど、再編の考え方や課題等について整理するとともに、新たな給食施設の整備を含め、効率的で効果的な管理運営方法の検討を進めていく」とある。給食施設の再編について、どのような課題を認識し、今後どのような考え方で検討を進めるのか示せ。
- ・ 学校給食センター学校給食調理・洗浄・配送業務委託共通仕様書「Ⅱ実施体制 ６異物混入の防止」には、作業開始前及び作業終了後に器具等の破損箇所や破損のおそれがないことを確認するとある。この確認を具体的にどのように行っているのか示せ。また、器具等に破損箇所又は破損のおそれが確認された場合、どのように対応しているのか示せ。
- ・ 給食室から各教室へ配食された後、児童・生徒に給食が提供されるまでの安全管理について、教職員に対するマニュアルの整備や研修、注意喚起等をどのように行っているのか示せ。

② 食材費高騰への対応

- ・ 米飯、パン、めん類等をはじめとする食材費が高騰している。本市の学校給食において、食材費が高騰する中でも、児童・生徒が安心して満足できる「量」と「質」を確保して給食の提供に努めているのか示せ。
- ・ 成長期の児童・生徒に必要な栄養を確保する上で、牛乳は重要な役割を担っていると認識する。物価高騰が続く中、今後さらに牛乳価格が上昇した場合においても、現在の牛乳提供を維持していく考えなのか示せ。

(2) 子どもたちが安心してスポーツができる環境について

① 市立中学校の部活動

- ・ 行政運営方針の政策分野２「学校教育」の重点方針「健やかな体の育成」には、急激な少子化が進行する中においても、子どもたちが部活動を通してスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実させるため、令和８年度に休日の部活動を「あいづっこスポーツ

・文化教室」として地域による活動に完全移行し、学校、地域、関係団体との協働による持続可能な部活動体制を整備するとある。学校、地域、関係団体との協働による持続可能な活動体制をどのように整備し、生徒が安心して活動できる環境を確保していくのか見解を示せ。また、令和 8 年度の地域指導者の登録者数及び実際に活動している地域指導者数を示した上で、「あいづっこスポーツ教室」及び「あいづっこ文化教室」における指導の成果と課題を示せ。

- ・本市ホームページに掲載されている、会津若松市立中学校の部活動「あいづっこスポーツ教室・文化教室」の「よくある Q & A」では、進学する学校に希望する部活動がない場合、学校に特設部が設置されれば、学校の部活動の一員として休日の活動に参加できるとされている。実際にこのような相談を受け、学校に特設部が設置された事例はあるのか示せ。また、相談を受けたものの特設部の設置に至らなかった事例がある場合、その理由及び課題について見解を示せ。

② スポーツ少年団活動

- ・令和 8 年 5 月 22 日に開催された令和 8 年度会津若松市スポーツ少年団本部総会において、事務局を担当する文化スポーツ課から磐越自動車道で発生した事故を受け、県より注意喚起があり、移動については公共交通機関及び貸切自動車等を利用するよう各団へ周知した旨の説明があった。また、福島県スポーツ少年団の令和 8 年度版資料「スポーツ少年団の活動環境と条件の整備」には、団活動に交通機関を利用する場合の安全対策として、原則として公共交通機関や貸切自動車等を利用することなどが示されている。スポーツ少年団では、県大会や交流大会、強化練習等で遠方へ移動する機会がある一方、公共交通機関や貸切自動車等を利用する場合には、団や保護者に大きな経済的負担が生じる。子どもたちの安全な移動を確保する観点から、遠征時の移動に係る経費について、市として支援する必要性を認識しているのか示せ。
- ・本市スポーツ少年団の活動場所は、主に小・中学校の体育館や校庭であるが、3 月と 4 月は学校行事等により使用できない場合があり、活動場所の確保に苦慮する状況がある。また、学校体育施設開放事業では多くの施設で利用枠が埋まっている状況にあると認識する。新たにスポーツ少

年団の単位団を設立したい場合や、既存の単位団から練習日を増やしたいとの相談があった場合、市としてどのように対応しているのか示せ。また、学校体育施設の利用状況が、新たな単位団の設立や既存団体の活動拡大に与えている影響をどのように認識しているのか示せ。

- ・ 少子化が進む中、各単位団の活動内容や魅力を子どもや保護者に知ってもらうことは、団員確保やスポーツ少年団活動の活性化につながると考える。スポーツ少年団の情報発信について、市として現状と課題をどのように認識しているのか示せ。また、スポーツ少年団本部によるSNS等を活用した各単位団の紹介や活動情報の発信について、市の見解を示せ。

③ 有志団体及びクラブチームのスポーツ活動

- ・ 市では、市内で子どもたちが活動している有志団体やクラブチームについて、その団体数、競技種目、活動場所、所属する子どもの状況等をどの程度把握しているのか示せ。
- ・ 子どもたちが活動する有志団体及びクラブチームの活動場所の確保について、市ではどのように対応しているのか見解を示せ。
- ・ 有志団体及びクラブチームに所属する子どもたちが安心・安全にスポーツ活動を行うことができる環境づくりについて、市ではどのように関わっているのか見解を示せ。
- ・ 本市には「会津若松市スポーツ大会等出場選手激励金」の制度がある一方、本市スポーツ少年団には「会津若松市スポーツ少年団活動奨励金」による支援があり、東北大会規模への出場等も支援対象となっている。有志団体やクラブチームに所属する子どもたちに対する大会出場や活動への支援について、現状をどのように認識しているのか示せ。また、スポーツ少年団に所属する子どもと、それ以外の有志団体及びクラブチームに所属する子どもとの支援内容の違いについて、どのように考えているのか示せ。

3 議員 大 島 智 子（一問一答）

(1) 道路環境の安全対策について

① 誰もが安全に移動できる道路環境の整備

- ・ 第11次会津若松市交通安全計画では、高齢者や障がい者等を含め、すべての人が安心して通行できる歩行空間を確保するため、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、

視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による、歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を積極的に推進するとしている。同計画の計画期間が令和7年度までであったことから、これらの取組について、計画期間における実施状況、その成果及び残された課題を示せ。

- ・ 第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランでは、「安全・安心な歩行空間の整備」を重点施策に位置付けている。第11次会津若松市交通安全計画における取組と併せ、現在、市内の歩行空間におけるユニバーサルデザインの現状をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 「会津若松市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」では、歩道等の有効幅員、舗装、勾配、横断歩道に接続する部分の段差などについて具体的な基準を定めている。本市における歩道整備は、同条例に定める基準をどのように踏まえて実施しているのか示せ。
- ・ 市内には、歩道の段差や凹凸、勾配、十分な有効幅員が確保されていない箇所、電柱や道路にはみ出した樹木・雑草等により、高齢者や障がい者、車椅子・電動車椅子利用者等の安全な通行が困難な箇所が見受けられる。こうした箇所の把握方法と、今後の計画的な改善に向けた考えを示せ。
- ・ 道路環境のバリアフリー化を進めるに当たっては、高齢者や障がい者、車椅子利用者など、実際に道路を利用する当事者の意見を取り入れながら、危険箇所の点検や改善を行うことが重要と考えるが、市の認識を示せ。
- ・ 電動車椅子は、高齢者等の移動手段として重要な役割を果たしている一方、利用者からは、安全な利用方法や交通ルールを学ぶ機会を求める声もある。運転免許証を持たない利用者からは、通行中に自動車の運転者から突然大きな声で注意されたり、歩道の状況からやむを得ず車道に出ざるを得ない場面で、大変怖い思いをしたとの声も聞いている。本市の出前講座「交通安全教室」には、①交通安全マナーの普及、②高齢者の交通安全対策の2つのメニューがあるが、これらの内容は車椅子や電動車椅子を利用する方にも参考となる講座内容となっているか示せ。また、車椅子や電動車椅子の利用者に特化した交通安全の講座を新設することも重要と考えるが、市の見解を示せ。

② 通学路及び生活道路の安全対策

- ・ 会津若松市通学路交通安全・防犯プログラムでは、通学路等における交通安全の確保として、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等を継続して推進するとしている。通学路における危険箇所の把握と安全対策の実施状況、その成果及び残された課題を示せ。
- ・ 令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速30キロメートルに引下げられる。通学路には今回の速度規制の対象となる生活道路もあることから、児童・生徒の安全確保につながるものとする。一方で、制度改正を知らない市民や運転者もいることが想定されることから、新たな速度規制について、市民や運転者への周知・啓発をどのように行っていく考えか示せ。
- ・ 生活道路における法定速度の引下げを契機として、速度規制だけでなく、ゾーン30プラスをはじめとする速度抑制対策や路面表示、歩行空間の確保など、道路の状況に応じた対策を組み合わせることが重要と考える。警察、学校、地域、道路管理者等との連携を含め、今後、通学路及び生活道路の安全対策をどのように進めていく考えか示せ。

(2) 予防接種の推進について

① H P V ワクチン接種率向上に向けた取組

- ・ 令和7年9月定例会議において、平成20年度生まれの方（令和6年度高校1年生相当）のH P V ワクチン接種率について質問した際に、全国では50％を超える中、本市では42.3％との答弁であった。平成21年度生まれの方（令和7年度高校1年生相当）の初回接種率を示せ。また、令和6年度の接種率との比較を踏まえ、本市の接種状況をどのように評価しているのか、認識を示せ。
- ・ 9価H P V ワクチンは、15歳になるまでに1回目の接種を行うことで、原則2回の接種で完了することができ、接種する本人の負担軽減に加え、接種に係る公費負担の軽減にもつながる。本市では、中学1年生になる年に接種案内を行い、その後は16歳の定期接種の対象期間が終了する前に、はがきによる個別通知を行っている。これに加え、15歳を迎える前の未接種者に対しても改めて個別通知を行い、15歳になる前に接種を開始するメリットを分かりやすく周知すべきと考えるが、市の見解を示せ。
- ・ H P V ワクチンの接種率向上には、対象者や保護者に接

種について考える機会を確実に届けることが重要である。定期接種対象者や中学生に対して個別通知を複数回実施している自治体もあることから、本市においても、未接種者の状況を踏まえながら、接種機会を逃さないための個別通知を充実すべきと考えるが、市の見解を示せ。

② 男性へのH P Vワクチン接種費用助成

- ・ 男性へのH P Vワクチン接種については、本人のH P V関連疾患の予防に加え、H P V感染の広がりを抑える効果も期待されており、全国的に接種費用を独自に助成する自治体の動きが広がっている。本市は、こうした男性へのH P Vワクチン接種費用を助成する自治体の動きの広がりをどのように捉えているのか、認識を示せ。
- ・ 令和8年度から県内においても、南相馬市、本宮市、二本松市、大玉村が、小学6年生から高校1年生相当の男子を対象としたH P Vワクチン接種費用の独自助成を実施している。男性へのH P Vワクチン接種については、国においても定期接種化に向けた検討が進められているが、本市においても、男性自身のH P V関連疾患を予防するとともに、将来のパートナーへの感染を防ぐ観点から、国の制度化を待つことなく、男性へのH P Vワクチン接種費用の助成制度を創設すべきと考えるが、市の見解を示せ。

③ 高齢者肺炎球菌ワクチンの独自助成

- ・ 平成26年度に65歳の方を対象とする23価肺炎球菌多糖体ワクチン「P P S V 23」（以下「23価ワクチン」という。）の定期接種が制度化され、平成26年10月からの10年間については5歳刻みの節目年齢を迎える方も定期接種の対象とする経過措置が実施された。令和6年度以降は65歳の方が定期接種の対象となっているが、65歳時に接種機会を逃した方もいる。こうした方が66歳以降に肺炎球菌ワクチンの接種を希望した場合、どのような取扱いとなるのか示せ。
- ・ 令和8年度から20価肺炎球菌結合型ワクチン「P C V 20」（以下「20価ワクチン」という。）が定期接種に導入された。従来の23価ワクチンは、接種後、時間の経過とともに予防効果が減弱することが指摘されており、国においても、23価ワクチンの接種歴がある方を含め、70歳で20価ワクチンを接種する場合の費用対効果は良好との評価が示されている。過去に23価ワクチンを接種し、一定期間が経過した高齢者に対する20価ワクチンの接種機会の必要性につ

いて、本市の認識を示せ。

- ・ 65歳時に23価ワクチンの定期接種を受けなかった未接種者に加え、過去に23価ワクチンを接種し、一定期間が経過した高齢者についても、希望する方が20価ワクチンを接種できる環境を整えることは、高齢者の肺炎の発症及び重症化予防につながると考える。こうした66歳以上の高齢者を対象に、本市独自の20価ワクチン接種費用の助成制度を創設すべきと考えるが、見解を示せ。

④ 新型コロナワクチン接種の現状と今後の取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類感染症への移行後、全数把握から定点把握に変更されている。本市は、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況をどのように把握しているか。また、年代別の感染動向を含め、現在の感染状況をどのように認識しているか示せ。
- ・ 新型コロナワクチンの定期接種は、65歳以上の方等を対象に実施されている。本市における定期接種の接種状況を示せ。また、現在の接種状況について、市はどのように認識しているか示せ。
- ・ 定期接種の対象とならない65歳未満の方が新型コロナワクチンの接種を希望する場合は、任意接種となり接種費用は全額自己負担となる。接種を希望する市民の接種機会と費用負担について、市はどのように認識しているか示せ。
- ・ 子どもの新型コロナワクチンについて、接種を希望する保護者や、基礎疾患等により重症化リスクを有する子どもがいることから、接種を希望する子どもの接種機会を確保し、保護者の経済的負担を軽減するため、本市独自の接種費用助成制度を創設すべきと考えるが、市の見解を示せ。

4 議員 村 澤 智（一問一答）

(1) 防犯対策の推進について

① 窓の防犯対策の必要性

- ・ 近年、全国的に住宅を狙った空き巣被害が発生しており、市民の安心・安全な暮らしを守る観点から防犯対策の更なる充実が求められている。本市における空き巣被害の発生状況について市はどのように把握しているのか示せ。また、現状に対する認識を示せ。
- ・ 空き巣被害の未然防止に向けて、本市では警察とこれまでどのような連携を図ってきたのか示せ。また、警察と連

携して得た情報について、広報紙や町内会による回覧の活用など、市民にどのような方法で周知しているのか示せ。

- ・ 窓から侵入され空き巣被害に遭う住宅も見られる。基本的な対策として、窓の確実な戸締りはもちろん、ガラス破りを防ぐ防犯フィルムの貼付けなど防犯設備の普及促進が重要であると考え。空き巣被害の防止に向け、市民や空き家の所有者等に対し、防犯対策の更なる周知が必要と考えるが認識を示せ。

(2) 健康寿命の延伸と窓の関係性について

① 断熱住宅化の必要性

- ・ 近年、住宅内の温熱環境が健康に与える影響について多くの知見が示されており、室温が低い環境では血圧上昇やヒートショックのリスクだけでなく、体調管理や免疫機能にも影響を及ぼすことが指摘されている。健康寿命の延伸を図る上で、住宅の断熱性能を向上させ、適切な室内温度を保つことは重要な取組であると考え。室内温度と健康との関係性について認識を示せ。

(3) 住環境の改善について

① 窓リノベーションの推進

- ・ 住宅の断熱改修の中でも、窓の性能向上は最も効果が高く、施工の容易さや費用対効果の面でも優位性があるとされている。二重サッシ化は、断熱性の向上に加え、防犯、防音、結露防止など多面的な効果が期待できる。そこで、窓の二重サッシ化がもたらす断熱効果や生活環境改善の優位性について市の見解を示せ。
- ・ 住宅の断熱性能の向上は、暖房エネルギーの削減による光熱費の低減に加え、二酸化炭素排出量の削減にも直結する重要な脱炭素への取組である。国においても環境省による「先進的窓リノベ事業」など、住宅の断熱改修を支援する補助制度が展開されている。そこで、断熱性能向上による省エネ効果及び二酸化炭素削減効果について、市の見解を示せ。また、環境省が実施しているこの補助制度について、特に高齢者世帯に対して積極的に周知していくべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 住宅の断熱化は、健康寿命の延伸、疾病予防、光熱費負担の軽減、脱炭素の推進など、多面的な政策効果を持つ取組である。本市の気候条件を踏まえれば、国の制度だけでは十分とは言えず、地域の実情に応じた支援が必要と考え

る。また、断熱化による暖房エネルギーの削減は、光熱費負担の軽減だけでなく、二酸化炭素の削減にも直結し、本市の脱炭素政策にも合致する。特に窓の断熱化は、住宅の熱損失の約50%を占める部分への直接的な対策であり、費用対効果が最も高い施策とされている。既に新潟市などの他自治体では、窓の断熱化を支援する独自の制度に取り組んでいる。そこで、市民の健康増進、生活負担の軽減、脱炭素の推進の観点から、住宅の断熱改修や窓の断熱化を支援する市独自の補助制度に取り組むべきと考えるが認識を示せ。

5 議員 丸 山 さよ子（一問一答）

(1) 男女共同参画社会の推進について

① 男女共同参画の推進

- ・ 本市では、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする第6次男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）に基づき男女共同参画関連施策が推進されている。推進プランは、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画推進計画として位置付けられ、さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置付けられている。しかし、本市の支援プラン策定後も、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）が令和6年4月に施行され、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の一部改正法も令和8年4月に施行されている。男女共同参画社会を推進する上で重要な法律となることから、法制定や改正を踏まえた推進プランの見直しが必要と考えるが、どのような検討が行われたのか示せ。

② 職場における女性の健康支援

- ・ 女性活躍推進法の一部改正法では、基本原則において、女性の健康上の特性に留意して行われなければならないことを明確化した。国が行った働く女性の健康推進に関する実態調査2018によれば、勤務先で女性特有の健康課題や症状により職場で困った経験の有無について、半数以上の女性が何らかの困った経験を有し、具体的な健康課題・症状

としては、月経関連の症状や疾病、月経前症候群、更年期障害等が主となっていた。また、4割の女性が、女性特有の健康課題により職場で何かをあきらめた経験があると回答し、具体的な内容としては正社員として働くことや、昇進や責任の重い仕事につくこと、希望の職種を続けることなどの回答があったが、本市における働く女性の健康課題について市の認識を示せ。

- ・ 国は職場における女性の健康支援の望ましい取組事例として、女性の健康上の特性に関する研修会の開催や、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備、健康課題を相談しやすい体制づくり等を示しているが、本市では女性活躍推進法の一部改正法を踏まえ、働く女性の健康に留意した施策についてどのような検討がされているのか示せ。また、市役所では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が包含された「魅力ある職場づくり推進計画」が策定されており、市内事業者のモデル計画でもある。そこで、女性活躍推進法の一部改正法に対応しどのような見直しが行われたのか示せ。

③ 困難な状況にある女性への支援

- ・ 「困難女性支援法」が令和6年4月1日施行となった。法成立以前の女性への支援は昭和31年に制定された「売春防止法」に基づく婦人保護事業により行われ、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の保護更生を目的とするものであった。しかし、要保護女子の背景には、貧困・暴力被害・性的被害、障がいや疾病など様々な困難があり、さらに複雑多様化する社会環境の変化に伴い徐々に支援の対象が拡大し、配偶者からの暴力を受けた者の支援を行うことや、人身取引被害者の保護、ストーカー行為の被害者への支援等も対象となり、「売春防止法」に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界が指摘されるようになった。そのような状況の中、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目的とした「困難女性支援法」が令和4年5月成立した。基本理念では、困難な問題を抱える女性の発見、相談、心身の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体の協働により、初期から切れ目なく支援を実施すること。人権擁護を図るとともに、男女

平等の実現に資することを旨とする等が示されている。本市における、困難な問題を抱える女性の現状と課題を示せ。また、「困難女性支援法」制定により市の施策はどのような見直しが行われたのか示せ。

- ・ 「困難女性支援法」では、市町村は、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとしている。本市においても、計画を策定し推進することが必要だと考えるが見解を示せ。
- ・ 「困難女性支援法」が定義する「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」としている。女性が、女性であることにより、性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものである。そこで、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、現に問題を抱えている方だけでなく、多くの方に女性が困難な問題を抱えたときに相談できる窓口があること、活用できる支援策があることを知っていただくことが重要だと考えるが見解を示せ。
- ・ 他自治体では、中学３年生女子生徒への相談窓口の周知や、商業施設のトイレに生理用品と窓口周知のチラシを同封したものを設置することや、SNSを活用した相談等、幅広い世代にも届く取組を行っている事例がある。本市においても若年層や幅広い世代、外国籍の方等へ効果的に届く周知について積極的に取り組んでいくことが必要だと考えるが見解を示せ。さらに若年層の相談へのハードルを下げるため、SNSを活用した相談窓口の設置を検討してはどうか見解を示せ。
- ・ 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより経済的に困窮している女性を支援することを目的に、生理用品の無償配布を令和３年度から開始し現在も継続されているが、これまでの取組の実績・効果を示せ。
- ・ 生理用品の無償配布は、困難な問題を抱える女性が相談につながるきっかけとして重要な取組だと考える。生理用

品の配布に何度か来ていただきながら信頼関係を築くことで相談につながる可能性もある。これまでは、生理用品がなくなり次第終了といった状況があったが、安定した継続性のある取組が必要と考えるが見解を示せ。また、生理用品を受け取りにいらした方が気兼ねなく受け取り、相談にもつながりやすい環境を整えることが重要だと考えるが見解を示せ。

④ 男女共同参画の視点を踏まえた学校環境の整備

- ・ 令和3年12月、国から学校・学校設置者に対し、児童・生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について事務連絡が出された。国からの事務連絡を受け、本市ではどのような対応がなされ、どのような成果があったのか示せ。
- ・ 生理に伴う痛みや体調不良には個人差がある。生理痛や月経前症候群への対処方法、生理に関する疑問や不安等、児童・生徒はどういった場合にどこに相談すればいいのか、医療機関を受診すべきなのか判断することが難しいし、保護者であっても迷うのではないかと思われる。児童・生徒・保護者・教職員が、生理に関する正確な知識を持ち、不調に対する理解や配慮の仕方を知ることや、相談しやすい環境等をさらに充実していくことが必要であると考えられるが見解を示せ。また、本市では、生理に伴う体調不良への対処方法や不調に対する理解や配慮の仕方について、児童・生徒、保護者、教職員への理解促進をどのように行っているのか示せ。
- ・ 本市では、令和5年11月、各市立学校長に対し、女子トイレへの生理用品の配備について、各学校で必要に応じて配備する形式とした等の通知が出されたが、学校判断とした理由と現時点での各学校における生理用品の配備状況を示せ。また、子どもたちが生理用品を持っていない時のために、小・中学校の女子トイレに生理用品が配備されていることが望ましい姿だと考えるが、市の見解を示せ。
- ・ 女子トイレへの生理用品の配備を検討する際、各学校では児童・生徒の意見をどのように取り入れ判断したのか示せ。また、配備する、しないという内容だけではなく、生理に関する困りごとも含めた声を聞き、実態を踏まえ配備について検討することや、安心して学校生活を送れる環境づくりに生かすことが必要ではないかと考えるが見解を示

せ。

⑤ 多様な性を尊重する環境整備

- ・ 令和6年2月定例会議において、多様な性を尊重する環境整備について一般質問を行った。その中で、多様な性を尊重する環境整備として、行政職員の理解を深め、各種制度や事業の見直しなどに現れていくことが必要であるとの回答があった。そこで具体的にどのような取組が行われ、見直されたことはあったのか示せ。
- ・ 同じく、本市独自のパートナーシップ制度の導入についての質問に対しては、多様性を尊重したまちづくりに向けた有効な取組であるとしながらも、今後の対応について検討していくとの回答であった。パートナーシップ制度を導入する方向で進めているのか、現時点での検討状況を示せ。
- ・ 令和6年9月2日より福島県パートナーシップ制度が開始された。福島県パートナーシップ届出書受理証明書の提示等により県内の市町村でも利用できる、利用しやすくなる行政サービスがあるが、その内容は様々である。本市においても、県の受理証明書の提示等により利用できる行政サービスの拡充を検討すべきと考えるが見解を示せ。具体例として、市営住宅の入居申し込みを可能にすべきと考えるが見解を示せ。

6 議員 原 田 俊 広（一問一答）

(1) スマートシティ会津若松について

① スマートシティ会津若松の目的と市民評価

- ・ 平成25年2月定例会の施政方針において「スマートシティ会津若松」の推進を掲げ、以来、現在に至るまでの13年間にわたり市政運営の一つの大きな柱として様々な事業に取り組んできているが、東日本大震災の2年後から始まったこの事業の当初の目的を示せ。
- ・ またスマートシティ会津若松は、ICT（情報通信技術）や環境技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めていくものとされているが、これらの取組の現時点での主な成果と評価を示せ。
- ・ スマートシティ会津若松の当初の目的も、その後の事業

展開の方向についても、多くの市民の望む方向と一致しているものとする。一方で「スマートシティとは言うけれど内容はよく知らない」、「スマートシティで便利になって生活が良くなったという実感はあまりない」との市民の声も少なくないが、スマートシティの取組が市民に十分浸透していない現状について、市としてどのように認識しているのか示せ。

- ・ 令和7年9月定例会議における総括質疑での私の質問に対する市の答弁では、会津若松＋（プラス）に登録し、データ連携基盤を使って複数サービスを利用している方は約2万人としているが、この利用者数にとどまっていることの要因をどのように考えているのか示せ。

② 市民の求めるスマートシティ会津若松の方向性

- ・ スマートシティ会津若松では、実現を目指す12分野の取組が示され、具体的なサービスも展開されているが、会津若松＋（プラス）において、特に市民の利用者やサービス内容に関する閲覧数が多い取組をいくつか示し、その要因として考えられる理由を示せ。
- ・ スマートシティ会津若松の取組により、都市OSが整備され、企業集積も一定程度進んでいると考えるが、都市OSはあくまで基盤であり、基盤が整っていても、市民の生活の困りごとが直接解消されなければ、体験価値も利便性への実感も生まれ難いとする。多くの市民の利用を促進し市民の利便性への実感を広げるため、市民の困りごとを直接解消するサービスの充実に向けた今後の方向性を示せ。

③ 具体的サービスの現況と市民が参加したくなるような今後の方向性

- ・ スマートシティ会津若松で実現をめざす12の分野のうち、「防災」分野では、位置情報による被災者の安否確認や避難誘導を行うだけではなく、GISを利用してのオプトインした家族の位置情報、降雨量と今後の降雨予測、冠水・浸水状況と今後の予測などとともに、避難所の開設状況と収容状況、主な河川と道路のライブ映像、そして災害対策本部からの指示や連絡など、必要な情報がすべて一つの画面のインターフェイスで容易に操作できるようにすべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 「決済」分野では、会津コインの現在の利用者数を示し、地域内経済活性化にどれほどの効果があったと考えている

のかについて認識を示せ。そして、今後利用者を増やすためにどのような改善が必要と考えているのか示せ。

- ・ 「ヘルスケア」分野では、オンライン医療サービスが利用できる医療機関数と現在までの利用者数等、そして今後の充実の方向性を示せ。
 - ・ 「観光」分野では、実際の観光客や視察・出張等の業務で本市を訪れた方の中で、どのようなサービスがどれくらい利用されているのか示せ。また今後は観光で訪れる方々の興味や関心、要求に簡易に応えることができるような方向でのサービスの充実が必要だと考えるが認識を示せ。
 - ・ 「行政」分野では、市に対するオンライン申請やゆびナビぷらすがどれくらい使われているか、件数と割合を示せ。また利用者を増やすための今後の方向性を示せ。
 - ・ また、スマートシティ会津若松で実現をめざす12の分野のうち、「福祉・介護」の方向性は示されていないが、本市における地域包括ケアシステムの構築のなかで、スマートシティ会津若松はどのような役割を担うことになっていくのか、地域包括ケアシステム構築とスマートシティとの関係性をわかりやすく示せ。
 - ・ 「除雪車運行システム」では、現在の除雪車の位置情報だけではなく、これからどの道路を除雪するのか、また通学路や通勤路の除雪状況がわかるようにすることが必要と考えるが認識を示せ。
- ④ 多くの市民が安心して参加できるスマートシティへの改善
- ・ 高齢者を含む市民が使いやすいよう、関連アプリの統合や、文字を大きくした簡易モードの併設、多くの市民が活用しているLINEとの連携など、市民が使いたくなるような操作画面の見た目（UI）と使いやすさ、分かりやすさ（UX）への改善が必要ではないかと考えるが認識を示せ。
 - ・ 「一部の大手企業への利益誘導ではないのか」、「個人情報」が正しく使われているのか心配」などの声もあるが、これらの声に適切に応えることが市民の利用を広げる上で重要だと考えるが認識を示せ。
 - ・ 一般社団法人A i C Tコンソーシアム補助金関連の契約は複雑で、市民にはわかりにくいことから、契約金額、委託範囲、成果物、再委託先、データの扱い、費用対効果の評価指標（K P I）を公開するような条例をつくることは

有効であると考えてるが認識を示せ。

- ・ また弁護士（契約・個人情報保護）、会計専門家（費用対効果）、ＩＣＴ専門家（技術妥当性）、市民代表（透明性確保）などで構成する、第三者による「（仮称）デジタル事業監査委員会」を条例により設置することは、市民の疑念を招かないためには有効であると考えてるが認識を示せ。

7 議 員 小 畑 匠（一問一答）

(1) 樹木に起因する安全管理と清掃負担について

① 6月定例会議後の検討と樹木に起因する地域負担

- ・ 令和8年6月定例会議では、危険木への対応、枝葉の減容化及びボランティア清掃専用ごみ袋の運用について、市の対応を質問した。これらを受け、市はその後、いつ、どの部署で、どのような確認・協議を行い、制度や運用をどう見直したのか示せ。あわせて、残る課題、未検討事項及びその理由を示せ。
- ・ 令和8年8月4日午後5時頃、一箕町地内の八幡神社の樹木が市道側へ倒れ、翌5日午前9時25分に撤去と通行規制解除が完了したと承知している。市が倒木前に危険情報を把握していたか、把握していた場合は日時、内容及び対応を示せ。発生後の現地確認、所有者等への連絡、安全確保、撤去、費用負担までの経過を時系列で示すとともに、民有地から市道へ倒木のおそれがあるとの情報を受けた際の対応手順を示せ。
- ・ 市は、私有地から道路上にはみ出す樹木等について、所有者の責任による適切な管理を求めている。今回の倒木を踏まえ、現在の周知方法で事故の未然防止策として十分と考えるのか示せ。市道沿いに樹木を有する神社、寺院、町内会及び土地所有者等への定期的な注意喚起、相談窓口の明示、危険情報が寄せられた際の現地確認や所有者等との協議など、予防的な対応を強化すべきと考えるが、見解を示せ。
- ・ 令和8年4月1日からの家庭ごみ処理有料化以降、落ち葉、剪定枝及びボランティア清掃専用ごみ袋に関する相談件数と主な内容を示せ。分類集計していない場合はその旨と、制度運用上の課題をどう把握しているのか示せ。また、個人敷地へ飛来した落ち葉等について、どのような案内をしているのか示せ。

② 飛来した落ち葉等の費用負担

- ・ 現行ルールでは、ボランティア清掃専用ごみ袋は道路、公園、河川等の公共的な空間における清掃を対象としている。道路、公園等から個人敷地へ飛来した落ち葉や発生源不明の落ち葉も、個人敷地で回収したことを理由に対象外となるのか。発生原因と回収場所のどちらを費用負担の判断基準としているのか、その根拠を示せ。あわせて、家庭ごみ処理有料化の制度設計時に、外部から個人敷地へ飛来する落ち葉等を想定していたか示せ。
- ・ 自ら発生させていない落ち葉を市民が清掃した場合、公共空間で回収すれば無料、個人敷地で回収すれば有料となり得る取扱いの公平性について、市の認識と、その取扱いを維持する理由を示せ。

③ 実態を踏まえた取扱いの見直し

- ・ 東京都清瀬市は11月、12月に家庭敷地内等の落ち葉も無料のボランティア専用ごみ袋の対象とし、一人1回5枚まで配布し、申込みにより収集している。本市でも、時期、対象、枚数、排出方法を限定した申請制で試行すべきと考えるが、見解を示せ。実施しない場合は、制度、財源又は運用上の支障と、現行制度のまま公平性を確保する方法を示せ。

(2) 市民の声が届き、動きが見える市政について

① 若者の声と職業観を直接つかみ、政策に反映する仕組み

- ・ 各種計画の策定時における若者の意見聴取にとどまらず、中高生等を対象に、会津への愛着や進路だけでなく、将来就きたい職業、希望職種、必要と考える技能・資格、賃金・働き方、地元就職・Uターン意向等の職業観・キャリア意識を毎年度調査し、経年変化を公表すべきと考えるが、見解を示せ。
- ・ 本市は令和8年度施政方針で、若年層の地域外流出の抑制、雇用促進と定着、Uターンの推進を掲げている。地元定着やUターン自体を目的化するのではなく、若者が多様な職業や地域内外の進路を知り、自らの希望や適性で進路を選べるキャリア教育を充実させ、地域外で得た経験や能力を生かして将来本市に戻ることも選択肢となる環境をつくるべきと考えるが、見解を示せ。
- ・ 令和5年12月定例会議では、同僚議員から、若い世代に、魅力を感じる地元企業や誘致を希望する企業等を調査する

提案があった。その後の検討・実施状況を示せ。また、中学校段階から若者の職業観や希望するキャリアを把握し、企業側の職種、採用人数、技能、資格、賃金等と照合できるデータを整備し、キャリア教育、産業政策、企業誘致及び地元就職に反映すべきと考えるが、見解を示せ。

② 市民意見公募と市公式LINEの活用

- ・ 令和6年に実施された「わたしのまちづくり提言」においては38件の意見があり、うち5件はインターネット経由であった。市は総合計画策定で「デジタルを活用した意見聴取」を掲げ、同提言ではオンライン申請を導入していた。こうした取組をその後の意見募集にどう生かしたのか示せ。
- ・ 市が実施する市民意見公募について、提出方法の設定基準、スマートフォンから入力・送信まで完結できるフォームの活用状況、市公式LINEによる周知及び意見提出への導線の現状を示せ。また、意見提出者の年代等の属性を把握し、今後の意見募集手法の改善に活用しているのか示せ。
- ・ 今後、重要な計画、条例、政策の意見募集では、市公式LINEからスマートフォン対応フォームへ直接接続することを原則とすべきと考えるが、見解を示せ。

③ 市民要望の進捗管理と見える化

- ・ 市民要望は、受付後の対応状況を継続して管理することが重要である。令和3年度、市は庁内共通様式、四半期ごとの照会、公開フォルダにより進捗管理と庁内共有を行っていた。その後、進捗管理をどう見直し、現在どのように運用しているのか示せ。令和6、7年度の受付、対応・着手済み、未着手、1年以上未着手の件数を示せ。また、未着手案件を把握して担当課へ対応を促す仕組みがあるのか示せ。
- ・ 市民要望の受付経路は、電話、窓口、市長への手紙、町内会要望、電子メール、各課への直接要望等、多岐にわたる。一元管理の対象と対象外を示し、受付経路による進捗管理の差を示せ。
- ・ さらに、市は令和3年度に、要望内容と回答の市民への公開手法について引き続き検討するとしていた。その後の検討経過と現在の到達点を示せ。一部を公開している場合はその内容を示し、全庁横断で案件ごとの進捗を公開していない理由を示せ。

- ・ 千葉市「ちばレポ」のように、投稿案件の対応状況を公開・共有する仕組みを参考に、対象となる要望に整理番号を付し、受付日、担当課、回答予定時期、処理状況、更新日、結果等を要望者が確認できる仕組みを導入すべきと考えるが、見解を示せ。公開可能な案件は個人情報に配慮して概要と結果を公開し、市公式LINEから受付・進捗確認へ接続すべきと考える。全庁導入が困難な場合は、道路、公園、ごみ等に限定して試行する考えはあるかを示せ。
- (3) 米価下落に備えた持続可能な水田農業と農業者所得の確保について
- ① 令和8年産会津産米の価格見通しと生産コスト
- ・ 国は令和8年7月28日、令和8年産主食用米の6月末作付意向を平均的な単収で732万トン相当とし、需要量見通しの上位値711万トンを上回るとしている。また、令和9年6月末の民間在庫を263万～281万トンと見通している。これらを踏まえ、市は令和8年産会津産米の価格をどう見通す考えなのか。概算金、相対取引価格、在庫等、判断に用いる指標と確認時期を示せ。
 - ・ 国は米の全算入生産費を公表しているが、経営規模により差がある。市は本市の主な経営規模ごとの生産コストをどのように把握しているのか。また、市独自支援の要否を判断する際に参照するコスト指標を定める考えはあるかを示せ。
- ② 価格下落時の市独自支援の判断基準
- ・ 米価や農業者の受取価格がコスト指標を下回る場合や、前年産比で一定程度下落した場合など、米価、生産コスト、資金繰り、次期作への影響等を基に、市独自支援の検討を開始する判断基準と手順をあらかじめ明文化すべきと考えるが、見解を示せ。数値基準を設けない場合は、誰が、いつ、何をもって対応の要否を判断するのか示せ。
 - ・ 市は令和2年度に1,451人へ600円／10アール、令和3年度には1,425人へ2,600円／10アール、82,796,839円の次期作支援を実施した。当時と財源条件が異なることを踏まえても、米価下落に対して面積比例型支援を行った前例である。今回、市独自支援を検討するのであれば、その判断基準を示せ。基準に該当した場合、資材費支援、緊急融資、利子・保証料支援等を比較し、補正予算を含む政策判断を速やかに行う仕組みを整える考えはあるかを示せ。実

施しない場合は、過去と現在の政策判断を分ける具体的な差異を示せ。

8 議 員 渡 部 認（一問一答）

(1) 金利上昇や円安等による市民生活と市内企業や誘致見込企業への影響について

① 金利上昇や円安、中東情勢等による市民生活への影響

- ・ 中央銀行の金利引き上げや円安による市民生活への影響をどのように捉えているのか認識を示せ。
- ・ 中東情勢を含む国際情勢が市民に与える影響について、物価高が及ぼす消費控えの現状と今後の可能性をどのように分析しているのか見解を示せ。
- ・ 令和8年度に実施されるプレミアム商品券の申し込み状況と前年度比の抽選倍率に対する認識を示せ。

② 金利上昇や円安、中東情勢等による市内ものづくり企業への影響

- ・ 福島県内の医療器具部品の出荷額が平成23年以来全国1位を獲得しており、市内の企業が大きく貢献していると認識している。そこで、円安や中東情勢等による市内ものづくり企業への影響について市の認識を示せ。
- ・ 金利上昇や円安の影響を受けやすい市内のものづくり企業についての認識と出荷額減少への懸念をどう捉えているのか、それぞれ業種別に示せ。
- ・ 企業物価指数に対する認識と市内ものづくり企業が受ける影響について市の認識を示せ。

③ 金利上昇や円安、中東情勢等による新工業団地誘致見込み企業への影響

- ・ 令和7年度から令和8年度にかけて、新工業団地への誘致見込み企業各社への交渉実績と現段階での誘致見込み企業数を示せ。
- ・ 誘致見込み企業各社が受ける金利上昇や円安、中東情勢等による影響をどのように分析しているのか示せ。
- ・ 金利上昇や円安、中東情勢等による新工業団地誘致見込み企業側からの立地意欲の変化について認識を示せ。

④ 金利上昇を見据えた各基金の預入先の考え方と預金の種類及び利息等に対する認識

- ・ 本市の積立基金22基金と定額運用基金1基金の積立額及び取崩し額の現状と残高に対する認識を示せ。

- ・ 各基金の預入先の考え方と最近の傾向について見解を示し、今後の預入先変更の可能性について認識を示せ。
 - ・ 預金の種類と利息等に対する認識を示し、金利上昇により市が受ける恩恵があれば具体的に示せ。
- (2) 第3次観光振興計画と今後の観光振興策について
- ① 第3次観光振興計画の成果と課題
- ・ 平成29年3月に策定した第3次会津若松市観光振興計画が果たしてきた役割と中間見直しまでの成果を具体的に示せ。
 - ・ 令和5年3月に同計画の中間見直しがなされたが、当初計画の最終年度が令和8年度になっている。そこで今年度中に達成すべき数値目標の進行管理はどのように行われてきたのかそれぞれ具体的に示せ。
 - ・ 基本施策1～3の基本計画が1～14までであるが、特出しすべき取組内容と達成状況を示せ。その上で第4次会津若松市観光振興計画の策定に向けた取組状況を示せ。
- ② ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）の成果とアフターDCに向けた取組
- ・ 令和8年4月から6月末まで実施されたDCの成果に対する認識を示せ。
 - ・ 令和9年4月からのアフターDCに向けた取組状況と市の戦略を具体的に示せ。
 - ・ 今回のふくしまDCと過去の会津DCの実績を比較して、どのような違いがあるのかを示し、今後の大型観光キャンペーンの在り方について市の考え方と取組姿勢を示せ。
- ③ 今後必要と思われる観光振興策の具体的な取組
- ・ インバウンド誘致の現状と課題について市の認識を示し、次年度からの特徴的な取組予定について見解を示せ。
 - ・ 実店舗を持たない旅行会社がインターネット上のオンラインで旅行商品を販売する、いわゆるOTAの販売強化策と商品造成に向けた市の取組状況を示せ。
 - ・ 今後必要と思われる国内旅行者向けの誘客活動に対する市の考え方と関係機関との協力体制をどのように展開すべきと認識しているのか具体的に示せ。
- ④ 入湯税の徴収状況と観光振興のための使途
- ・ 令和7年10月1日から条例改正により税率改定がなされた入湯税だが、現在までの徴収状況と増収見込み額を年度ごとに示せ。

- ・ 目的税としての充当先の考え方とここ数年の入湯税の使途別金額を示し、最近の傾向に特徴があれば事例を挙げて示せ。
- ・ 入湯税については、過去の一般質問でも私を含めて何人かの同僚議員が質問に立っている。それぞれ使途の割合について柔軟な取組が必要だと訴えているが、現在までの検討状況と今後の可能性を示せ。

(3) 学校教員の健康管理と教育現場の課題について

① 学校教員の精神疾患の現状と離職対策

- ・ 学校教員の精神疾患に対する現状認識と市の対策方針を示せ。
- ・ 体調不良等による長期の病気休暇取得人数と離職者の現状をどう捉えているのか認識を示せ。
- ・ 休職や離職の要因分析と休職中のケアはどのように行われているのか見解を示せ。
- ・ 職場環境の改善に向けた取組状況と課題を具体的に示せ。

② 教育現場における働き方改革と教員不足の現状と課題

- ・ 教育現場の働き方改革の取組内容と実績、現在までの具体的な成果を示せ。
- ・ 市立学校における教員不足の実数を示し、不足する教員確保に向けた取組状況と課題認識を示せ。

③ 小学校におけるチーム担任制の導入による成果と今後の取組

- ・ 現在のチーム担任制の導入経緯と実績、併せて保護者や児童からの声と市教育委員会の評価を具体的に示せ。
- ・ 次年度以降の導入予定と年次目標を示し、今後の課題等があれば見解を示せ。

④ 教育現場が災害等により避難所になった場合の課題認識と今後の対策

- ・ 市内学校を災害時の避難所として指定する場合、どのような手順で指定及び指定の取消しを行うのか見解を示せ。
- ・ 避難所になり得る体育館を含めた教育施設の冷暖房設備設置率向上に向けた取組状況と今後の課題を示せ。

⑤ 小・中学生の夏休み等の長期休業の過ごし方の現状と課題

- ・ 夏休み等の長期休業中の児童・生徒の過ごし方の変化に対する認識と今後の課題を示せ。
- ・ 長期休業中のスマホやPC等のSNS利用に関する現状認識と課題を示せ。

- ・ 長期休業時の保護者や学校教員との緊急連絡や情報提供はどのように行われているのか事例を挙げて認識を示せ。
- ・ 学びの「ラーニング（Learning）」と休暇の「バケーション（Vacation）」を組み合わせたラーケーションは、子どもが保護者と一緒に平日の学校を休み、自然体験や地域見学などの活動を自ら企画して行う仕組みだが、この取組に対する認識と市教育委員会としての考え方を示せ。

9 議 員 大 山 享 子

(1) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりについて

① 会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の成果と次期計画の在り方

- ・ 今、急速な少子高齢化の進展により、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者が増加している。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけではなく、医療、福祉、住まい生活支援、権利擁護が一体となった支援体制が必要である。高齢社会への対応は、介護が必要になってから始めるものではなく、元気な段階から本人の意思を尊重した取組が求められている。次期計画の策定に向け、市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、高齢者の生活がどの様に改善したのか、その成果と課題があれば示せ。
- ・ 本市の令和7年と令和8年のそれぞれの4月1日現在の65歳以上の人口と高齢化率を示せ。
- ・ 本市の人口減少、高齢化、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の増加をどのように認識し、今後の高齢者福祉における最も大きな課題を何ととらえているのか示せ。
- ・ 一人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者の増加により、見守りや買い物、移動、住まい、入院時等の支援など、家族では担いきれない生活課題に対する支援体制を、どのように構築していくのか見解を示せ。
- ・ 次期計画の策定にあたり、身寄りのない高齢者への支援、孤独・孤立対策、終活支援及び権利擁護をどのように位置づけし、具体的な施策として反映していくのか示せ。
- ・ 大戸町における介護保険サービスの利用に関する要望書が、令和8年8月6日付で提出された。市は、要望書の内容について、今後どのように対応していくのか認識を示せ。

② 孤独・孤立対策と見守り体制の強化

- ・ 社会のつながりが薄れていく中で深刻化する孤独や孤立の問題に対し、国や自治体、民間事業者が一体となって対策を進めるため、令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法は、孤独・孤立の状態にある方を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を求めている。さらに、令和8年6月に成立した社会福祉法等の一部改正法では、地域における包括的支援体制の強化に加え、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援を総合的に進めることを求めている。市は、孤独・孤立の状態にあり、とりわけ自ら相談することが難しい高齢者をどのように把握し、必要な支援につなげているのか、また、今後窓口で待つのではなく困りごとを抱えながらも声を上げられない方に対するアウトリーチをどのように強化していくのか見解を示せ。
- ・ 孤独・孤立対策推進法の施行を受け、全国の自治体では、傾聴型生成AIの導入による相談支援の補完機能として24時間相談窓口の整備が進んでいる。本市においても従来の相談窓口で相談できない方のための24時間体制の傾聴型生成AIを活用した相談窓口の導入をすべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 一人暮らし高齢者が増加する中で、避けて通れない課題が孤立死である。市では、孤立死防止等ネットワークをはじめとした孤立死防止等対策連携会議などで取組を行っているが、今後さらにこのような対象者が増えることが想定される。高齢者の孤立死と把握された令和5年度から令和7年度の数を示すとともに、孤立死の状況をどのように把握し、その防止に向けて現在どのような取組を行っているのか示せ。
- ・ 孤立死を防ぐために電気、ガス、水道、新聞、宅配事業者、郵便、金融機関など、日常生活の中で高齢者と接点を持つ事業者との連携をさらに強化していくべきと考えるが市の見解を示せ。
- ・ 高齢者の孤立死を防ぐためにICTやAIを活用した新たな高齢者の見守りの仕組みが必要であることをこれまでの一般質問で質してきた。その後、どのようなことを検討し、対策が行われてきたのか、また、新たな見守り体制を検討する考えがあるのか示せ。

③ 終活支援の充実と相談体制の整備

- ・ 身寄りがいない、家族がいても支援を受けることが難しい高齢者に対して安心して暮らすことが出来るための環境整備を急がなければならない。市は、このような高齢者の入院や施設入所、緊急連絡先、死後事務等の相談をどのように受け止め、庁内及び関係機関につないでいるのか示せ。
- ・ 神奈川県横須賀市の終活情報登録事業を参考に進めるべきであるといこれまでの一般質問で質してきた。終活支援を福祉政策の一つとして明確に位置付け、相談を一か所で受け止める窓口や、本人が希望する終活情報を登録できる仕組みを検討するべきと考えるが市の見解を示せ。

④ 成年後見制度と権利擁護支援の充実

- ・ 平成12年4月から介護保険とともに高齢社会を支える車の両輪としてスタートした成年後見制度は、認知症などで判断能力が十分でなくなった場合の本人の財産や権利を守る上で大変重要な制度である。しかし、制度が分かりにくい、費用負担への不安がある、一度利用を開始すると長期間にわたる場合があるなど利用をためらう声がある。そこで、市において過去5年間の成年後見制度の利用状況と市長申し立てを含めた支援状況を示せ。また、利用状況をどのように評価しているのか示せ。
- ・ 成年後見制度の利用件数を増やすことを目的とするのではなく、本人の判断能力と生活課題に応じ、見守り支援、生活自立支援、任意後見、法定後見を段階的に選択できる体制が必要と考える。市は市民相談から制度の申し立て、利用開始までの一貫した支援をどのように進めているのか示せ。
- ・ 会津権利擁護・成年後見センターが設置されているが、その役割を市民や関係機関にさらに周知し、支援が必要な人を早期に相談へとつなぐ体制をどのように強化していく考えかを示せ。

10 議員 吉 田 恵 三（一問一答）

(1) （仮称）働く若者会議の創設について

① （仮称）働く若者会議の創設に向けた取組

- ・ 市は、令和8年6月15日に開催した市議会産業経済委員会協議会において、会津若松市勤労青少年ホーム（以下「勤青ホーム」という。）の今後の方向性について報告が行われ、令和9年度以降は勤青ホームとしての指定管理は行

わないこととし、また事業（ソフト面）では（仮称）働く若者会議（以下「若者会議」という。）を設置し、多様なテーマについて話し合う機会をつくり、働く若者が主体的に関わる活動を支援する方向性が示された。これまで指定管理者との意見交換の中で、現在の指定管理者からどのような意見が寄せられたのか、主な意見を示せ。

- ・ 令和8年7月10日に市議会と勤青ホーム連絡会（以下「連絡会」という。）との分野別意見交換会が開催され、参加した若者の一部より勤青ホームやこれまで取り組んできた勤青ホーム事業との関わりが今後どうなるのか不安であるという意見も寄せられた。産業経済委員会協議会の中で示された若者会議は、若者が主体となり、イベントや交流事業について自ら話し合い決定すること、従来の講座やクラブ支援から、若者の意見を反映した多様な交流事業へ転換すること、勤青ホームの施設は別の用途の公共施設として有効活用を図る方向性が示されたが、この若者会議は連絡会等の若者からの意見等を踏まえながら創設しようとしているのか認識を示せ。
- ・ 現在の勤青ホーム利用者との若者会議の関わりなどが現時点では不明である。今後若者会議の主体となる若者をどのように確保していくのかなど、若者会議の創設に向け市はどのように進めていくのか考え方やプロセスを示せ。

(2) 産業の振興について

① 中小企業・小規模企業未来会議

- ・ 令和8年7月15日に市議会産業経済委員会において埼玉県上尾市で行政視察を行ってきたところである。そこで上尾市が取り組んでいる産業振興会議における取組等について調査し、学んできたところである。上尾市においては産業振興会議の設置により、市民・事業者・産業関連団体・行政が一体となった産業振興施策を検討する体制が構築され、その会議の成果として取りまとめる産業振興に関する提言書を毎年度市長に提出し、予算編成などに活用されている。上尾市では現在、令和8年度から10年間を計画期間とする第2次産業振興ビジョンを策定し取り組んでいる。このビジョンの対象分野は、農業、商業、工業、観光と関連分野を包含しており、産業全体の振興に意を用いている。そしてこの会議の提言内容は各種補助制度の見直しや創業支援、販路開拓支援の実施など次年度以降の事業計画の検

討に活用され、施策の充実や新規事業の立案につながっていると評価している。本市においては、中小企業・小規模企業未来会議（以下「未来会議」という。）が設置されているが、この未来会議を発展させ、メンバー構成を産業全体とし、相互の情報を共有しつつ、産業振興施策の評価を行い、市への提言を行うなどの機能と役割を担う会議体とすることも考えられるが認識を示せ。

- ・ 上尾市においては、将来の上尾市を担う世代の直接的な意見を集めるため、子ども、若者アンケートを実施し、活用している。回答者数や回答率は決して高くない状況にあるものの、未来を担う子どもたちを対象とした産業振興のためのアンケート調査に取り組むことは重要であると考ええる。市においても産業振興に資するため、未来を担うあいづっこに対しアンケート調査等に取り組むべきであると考ええるが考え方を示せ。

11 議 員 松 崎 新（一問一答）

(1) 会津若松市のまちづくりと財政健全化について

① 財政の健全化

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2026では、経済財政運営を「新たな経済財政運営への抜本的な転換をはかる」、「責任ある積極財政」、「危機管理投資」や「成長投資」を進め中長期的な成長力強化につなげていくとしている。予算編成の改革では、歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標の整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。また、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い施策を、予見可能性をもって実施。補正予算依存から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置すると示した。国の経済財政運営方針を受け、本市の令和9年度予算における影響をどのように分析し対応を図るのか見解を示せ。
- ・ 国が補正予算は緊急性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置すると示したことで、1999年度予算から続いてきた補正予算と当初予算を一体編成する「15か月予算」が変わることになる。こうした予算編成改革により本市の予算編成がどのように変わることになるの

か見解を示せ。また、この予算編成による影響は現時点でどのように想定されるのか示せ。

- ・ 経済、金融環境が変化し、物価や金利が上昇していることで、今後の財政運営においては非常に大きな注意を払っていかなければならない事態になってきた。令和6年9月定例会議一般質問で「変化する経済、金融環境に対応した資金調達等の財政運営について」に対する答弁は、「今後も物価、賃金、金利の上昇が見込まれるところであり、本市におきましても各種経費の増加や公債費の負担増が懸念される一方で、歳入面で有利に働くことも期待されているところであります。経済、金融環境が変化していく中においては、特に義務的経費である公債費のコントロールに留意する必要があると考えており、昨年度は約7億円の繰上げ償還を行い、将来の公債費負担を軽減し、金利上昇に備えたところであります。今後も引き続き、歳入に見合った歳出構造を堅持していくため、様々な社会経済状況の変化を的確に反映した財政見通しを作成して予算編成に臨むとともに、財政余力を確保し、不測の事態にも対応できるよう、財政調整基金の確保に努めてまいります」であった。2年を経過したが、「変化する経済、金融環境に対応した資金調達等の健全な財政運営について」の認識を示せ。
- ・ 公債費のコントロールに留意することの必要性は理解するが、課題として実質公債費比率の将来推計（令和8年2月定例会議資料）の項目にある一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金がある。令和7年度の約3億6,400万円が、令和8年度では、約5億900万円と約1億4,500万円増え、令和17年度では、約9億180万円と令和7年度との比較で約5億3,780万円の負担金が増額する。この主な要因は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の公債費の増額によるものである。私は、必要性のある事業であることは理解するものの、今後実施されるマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業等が控えていることから会津若松地方広域市町村圏整備組合、関係市町村との協議、調整が必要であると考えが市の認識を示せ。また、会津若松地方広域市町村圏整備組合中期財政見通しと組合債借入予定事業の見直しについて協議、調整が必要であると考えが市の認識を示せ。
- ・ 市庁舎整備基金は、昭和41年の市庁舎整備基金条例の制

定以降、市庁舎の建設に向けて積み立てを行ってきた経緯にある。令和2年6月からは、ふるさと納税の寄附目的の中に新たに項目を追加し寄附を積み立ててきた。令和元年11月には、「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性を整理」し、市債の償還財源として充当するほか、将来の庁舎整備に向けた基金の積み立てを検討するとしてきた。そしてふるさと納税の寄附目的に位置付けるとしてきたところである。私は、毎年一定額を市庁舎整備基金に積み立てていくべきと考えるが見解を示せ。また、公共施設維持整備等基金の第1条、設置目的である公共施設の維持補修、保全、整備等に要する資金に充てるためとの項目を厳守し、「市庁舎整備基金」、「公共施設維持整備等基金」それぞれの基金の管理運営を行うべきと考えるが見解を示せ。

② まちの拠点づくり

- ・ 県立病院跡地利活用事業の公募型プロポーザル方式で優先交渉権者が決定し、令和10年5月の供用開始に向け事業が進められている。県立病院跡地南側の収益機能の立地については令和7年10月に公募条件や時期等を検討するためのアンケート調査を6者に行い、個別対話を4者で行ってきた経過にあるが、その主な内容を示せ。また、事業に参加する可能性のある意向を示した事業者がいたのか示せ。さらに、今後どのように進めていくのか示せ。
- ・ 会津若松駅前都市基盤整備基本計画は、令和7年12月に公表された。事業手法の選定では、①街路事業と土地交換、②土地区画整理事業、③市街地再開発事業のうち、②土地区画整理事業により土地の整理と基盤整備を行うと決定した。その理由として土地区画整理事業では、事業によりエリア全体の土地の価値が上昇し地権者全員にメリットがあること、土地の負担が公平になること、法的手続きにより確実に事業が推進することなどのメリットがあるからとしている。また、概算事業費としては令和7年12月時点で32億1,500万円となるが事業費は現時点の概算であり、整備内容の追加や今後の資材高騰等により上昇の可能性があるとしている。本市は大町及び扇町土地区画整理事業の実績があるが、こうした事業の総括を生かしながらどのように会津若松駅前都市基盤整備事業を進めるのか見解を示せ。また、財政の健全化を守りながらどのように事業を進めていくのか示せ。

③ 公共施設の維持管理

- ・ 令和8年3月19日開催の総務委員会協議会において、公共施設マネジメントの取組について報告があった。内容は「庁内ワーキンググループの概要」、「庁内ワーキンググループの検討結果」についてであった。概要では、検討事項が4つあり、①鶴ヶ城周辺公共施設再編・活用推進事業、②学校施設再編・活用推進事業、③子ども・子育て支援機能等再編事業④スポーツ施設再編事業であった。このワーキンググループの検討結果報告書は、令和8年度予定の各地域運営組織等との意見交換での意見を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別計画の見直しに反映するとしているが、具体的にどのように進め、反映した内容をどの時期に公表し、具体的にどのように事業を進めていくのか示せ。
- ・ あいづ総合体育館、河東総合体育館、各学校体育館は、スポーツ施設や避難所としての利用が求められている。さらには猛暑対策として冷房設備等の設置について国から検討を求められている。予防保全や施設整備の新設や更新に向けては、財源が必要となり、国、県の補助金、交付金、有利な起債や基金からの繰り入れなど様々な検討が必要となる。そこで、中・長期の計画を策定し、財政健全化を堅持しながらどのように財源を措置していくのか見解を示せ。

12 議員 大 竹 俊 哉（一問一答）

(1) 教育環境の整備について

① 児童・生徒の安心安全

- ・ 熊や不審者、自然災害などの緊急事態下における休校や早帰りの判断は、誰が責任を持って行い、保護者や関係機関へはどのように連絡するのか示せ。あわせて、課題となっている点を示せ。
- ・ 学校から保護者への連絡メールの登録状況を示し、登録者率の向上に向けて取り組んできた内容と成果を示せ。
- ・ 會津藩校日新館は、1803年の設立当初から日本最古といわれるプール（水練場）を有する藩校として向井流水法の教練に力を入れており、海無し藩でも北方警備や江戸湾警備を引き受けることができたのはこのことに起因しているとも言われ、武芸に秀でた会津藩士を語る上でも重要な要素となっている。しかしながら、現在の市立学校では大規模修繕が必要となったプール施設を修繕せず放置し、水

泳の授業は会津水泳場や民間のスイミングスクールのプールなどを借りて行うという残念な状況となっている。プールの整備費用は多額であり、水泳の指導力も低下していることから、思うような施設整備や授業が行えないのは全国的にも同様であるが、同じ市立学校にプールがある学校とない学校があるのは不平等であり、公平性に欠けると指摘する保護者も多い。一つの学校につき一つのプールがある姿が良好な教育環境と言え、自前のプールでしっかりと水泳の基本を学ぶことは水難事故に遭遇した際の生存率向上に直結すると考える。プールを整備できない理由が教育予算上の問題であるならば、子どもの数に対して学校数が多いことが根本的な要因であることは明らかであり、できるだけ早く小・中学校の統廃合を進めるべきと考える。経年劣化により使用ができなくなっていくプールが年々増え、全ての学校からプールがなくなってしまうと泳げない子が増えてしまうのではないかと心配する声が聞こえるようになって久しい。市立学校のプールの現状と今後の整備方針を示せ。また、学校教育における水泳の授業の進め方及び水難事故からの身の守り方に対する考え方を示せ。

- ・ 松本洋平文部科学大臣は、令和8年7月の定例記者会見において、夏休み中の子どもの学びや体験活動を充実させるため、学校施設、公民館や図書館、スポーツ施設や文化施設など、空調設備が整った施設の活用と開放を全国教育委員会などに要請すると発表した。その理由として、夏休みなどの長期休業期間は、日常とは異なる環境で多様な学びや体験に触れることができる貴重な機会となる一方、近年は家庭環境の多様化により、体験機会に差が生じやすくなっていることや、安全な居場所づくり、地域の行事・体験活動に関する情報提供、地域との連携強化などの場の必要性が述べられており、また、経済的に苦しい家庭では、家庭の冷房の使用を控える可能性もあることから、子どもがより積極的に学びや体験活動に取り組める場所を確保する狙いもあるとしている。この文部科学大臣からの要請に対し、市はどのように対応していくのか、今後の方針を示せ。

② いじめゼロ宣言

- ・ 令和7年度の市立学校におけるいじめ事案の認知件数を示せ。また、いじめ事案の最近の傾向を示せ。

- ・ いじめが原因となって不登校になったり、授業に集中できず学力が低下したりした場合、加害児童・生徒は被害児童・生徒の教育を受ける権利を不当に侵害しており、また、体調不良やP T S Dを引き起こした場合などは生命身体の自由を奪い、健康被害を与えていることから損害賠償を含めた応分の刑罰が下されるべきと考える。最近では、作為・不作為にかかわらずいじめを容認したり被害を食い止めることができなかった教員や組織にも一定以上の責任はあると考えるのが社会通念上の一般常識となってきた。いじめを行う児童・生徒は、家庭環境や様々な問題があり、歯止めが効かずエスカレートしていくという意見が多いが、全くもって同感である。私見であるが、いじめは話し合いや見守りで解決することはなく、被害に遭っている児童・生徒自らが転校するか、進学する際に加害者が来ないような学校を選ぶしか根本的な解決にならないと認識している。被害者である児童・生徒が、これまでの友達付き合いや慣れ親しんだコミュニティから加害者によって追い出され、逃げるような形で去っていくのは大変不条理であり納得できないが、身を守るためにと涙を飲んでいる姿には申し訳無さを感じる。子どもは起きている時間のほとんどを学校で過ごしており、この世の全てが学校生活で成り立っていると信じている子どもが多いことから、いじめは絶対悪として学校が主体性を持っていじめを排除しなければならないと考えるが、いじめ撲滅に向けてこれまで市が取り組んできた内容と成果を示せ。
- ・ 栃木県宇都宮市や千葉県市原市などでは、市内小・中学校の児童会・生徒会自らが「いじめゼロ宣言」を行い、家庭や保護者を巻き込んでいじめ問題に取り組んだ結果、いじめの認知件数が減少したとのことであり、最近では佐賀県佐賀市、栃木県小山市など、全国でいじめ問題に本気で取り組む自治体が増えてきている。本市では、あいづっこ宣言で全てを包括してしまいがちだが、いじめは児童・生徒の一生に影響する問題であるから、本市でもいじめ防止に特化した施策が必要と考える。最も卑怯なふるまいであるいじめ問題を撲滅すべく「いじめゼロ宣言」を本市でも行い、いじめ撲滅に向けて本格的に行動を起こすべきと考えるが見解を示せ。

③ 学校給食

- ・ 喜多方市では、全ての小・中学校の給食用食器に会津喜多方漆器を使用しており、食育の推進と地場産業の振興を両立させている。本市の学校給食における、会津漆器の導入状況と使用状況を示せ。
- ・ 漆器でできた給食用食器は、強化磁器に比べて軽量であることに加え、熱伝導率が低く手に持つことが可能であることから子ども達に喜ばれており、また、漆に含まれるウルシオールという成分は、抗菌・抗ウイルス性に優れ、古来より弁当箱や重箱に使用されてきた。最近では食器洗浄機に対応した漆器も作られるようになってきており、その実用性が見直されてきている。木製食器は、手で料理の温度を感じながら器に直接口を付け、味を五感で堪能するという和食文化には欠かせない必須アイテムであり、また食器を手を持つという日本独特の食事の作法は、食べ物に対する感謝の心を捧げ持つという大和心を現しており「言葉にできない心の教育」に大変に役立つと考える。本市の学校給食で漆器を使用することは、会津人が会津人で在り続けるためのアイデンティティーであり、さらには、本市は木地師を育成する事業に令和８年度から取り組んでおり、漆器製品の活用が学校給食で広がれば技術の継承もより確かなものになると考えられる。本市の給食には絶対に会津漆器を使用しなければならないと断言できるが、給食に使用する全ての器と箸、トレイについて、食育と地場産業育成の両方の観点から年次計画により会津産漆器に切り替えていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 平成26年４月にあいづ食の陣が始まってから今年で13年目となるが、各店舗が開発した食の陣用メニューが学校給食に活かされた事例はこれまでにあるのか示せ。
- ・ 今後はシーズンごとに学校給食に応用できるメニューを取り上げ、開発した店舗を表彰し、季節ごとに「あいづ食の陣給食」を設け、地元食材に触れる機会を増やすべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 令和８年３月11日、いわき市の中学校では卒業のお祝いとして給食に赤飯を供する予定であったが、震災のあった日に赤飯を提供するのはいかなものかという問合せが保護者を名乗る人物から入り、既に出来上がっていた赤飯約2,100食を全て廃棄し当日の主食を防災備蓄用の缶詰パンに切り替えたという事案が発生した。卒業していく生徒た

ちへの思いが裏目に出てしまったなんともやりきれない気持ちになる事案であるが、このような特殊な事情以外にも、自然災害や熊の出没といった緊急事態による臨時休校、食材の事故や施設の不具合、調理師の集団感染などによって給食を供せなくなる場合は十分に想定される。給食が供せなくなった場合の対応について、保護者への周知方法も含めて示し、更には食材を廃棄せざるを得なくなった場合の手続を示せ。

④ 次期福島県立高等学校改革基本計画を見据えた小・中学校の在り方

- ・ 県が策定した福島県高等学校改革基本計画は令和10年に計画期間を終了し、その翌年度から開始される次期計画に向け県は作業を加速度的に進めている。令和8年5月29日に行われた第1回福島県学校教育審議会の中においては、一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要との考え方が国の動向として示され、地域との連携や遠隔授業の検討を始めるとされている。いわゆる高校の無償化により高等学校の施設整備の在り方が変わってきており、その流れの中においては、これまで手付かずだった市内の県立高校が5校から3校に減らされる可能性が高いと考えるが、市として県の意向をどこまで把握しているのか現状を示せ。また、以後の対応を想定すると、できるだけ早くから情報を共有していくべきと考えるが、県とのやりとりをどのように行っていくのか考えを示せ。
- ・ 仮に会津高校と葵高校が（仮称）県立会津葵高校となって若松商業高校の現有地で統合され、会津工業高校と若松商業高校がDXハイスクールとして（仮称）県立若松実業高校となって会津工業高校の現有地に統合された場合、表町と西栄町に巨大な空間が生じることになる。その跡地の利活用方法が本市の命運を分ける鍵となることが思料されるが、例えば会津高校跡地には門田小、城南小、鶴城小の一部、謹教小の一部、城西小の一部、五中、二中の一部、三中的一部、四中の一部が統合された（仮称）会津南学園を9年制の義務教育学校として開校させることができ、葵高校跡地には謹教小の一部、日新小、鶴城小の一部、行仁小の一部、一中の一部、二中の一部、三中的一部が統合された（仮称）会津中央学園を開校させることが可能となって一気に小・中学校を減らすことができる。旧喜多方東高

校跡地の利活用状況を見ても明らかなように県立高等学校の跡地の利活用や解体については早期の対応と計画性が重要であると考えているが、その際には市として義務教育学校の配置や在り方を含めた大きなまちづくりのビジョンが必要となってくる。県が検討に入ったと思われる市内の県立高校再編は、本市のまちづくりにおけるターニングポイントとなると考える。県の次期計画の進捗状況を見極め、歩調を合わせながらまちづくりの視点で（仮称）会津若松市小・中学校統合計画を策定すべきと考えるが見解を示せ。

(2) 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想と史跡若松城跡総合整備計画書について

① 鶴ヶ城周辺にある公共施設の利活用

- ・ 用途が廃止となっている追手町第一庁舎、旧会津寮、シルバー人材センターが入っていた建物の今後の利活用方針を示し、それぞれの跡地利用に対する考え方を示せ。
- ・ 市役所駐車場に整備された雁木通路から、鶴ヶ城北出入丸入口までは歩道が美しく整備され、特にA i C T東側の雁木造りは風情を醸し出し、本市景観の向上に寄与している。甲賀町通りについても、通り沿いの民間施設の協力を仰ぎながら更にブラッシュアップさせ、側溝には錦鯉を放つなどして七日町のような観光ストリートを創造すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ A i C Tの施設内に健診や診察のできる医療機関を誘致し、医療D Xの実証実験ができる高度先進医療の複合施設とすべきである。スマートシティとして医療D Xの全国モデル地区を目指すべきと考えるが、A i C Tへの医療機関誘致に対する見解を示せ。

② 史跡若松城跡総合整備計画書

- ・ 史跡若松城整備基金の使途を若松城の維持管理やその主要構造物である門、各櫓、櫓間の漆喰壁、石垣、御濠の復元や整備にのみ限定すべきなのは当たり前であるが、それらは綿密に計算された年次計画によって継続的に進めていかなければならない。令和5年12月定例会議において、私は、史跡若松城跡総合整備計画書を見直し、新たに策定すべきという質問を行ったが、それに対する市の答弁は、「同計画は、史跡若松城跡全体を史跡として、また、本市のシンボルとして、市民一人一人に愛され、歴史と文化を物語る場として末永く保存すべく、あくまでも基本理念や基

本方針など、将来にわたる保存、整備の方向性について示したものであり、現時点においては計画の見直しは予定していない。」というものであり、故山内日出夫市長が精魂込めてお作りになられた計画が形骸化されてしまいそうで暗澹たる気持ちであった。しかしながら、現在史跡若松城を往時の姿に戻すための整備資金に筋道が付きそうであったり、会津鶴ヶ城を守る会などの民間団体の活動による市民機運の醸成も功を奏しつつあることから、今こそ、史跡若松城跡総合整備計画書をバージョンアップさせた（仮称）史跡若松城跡利活用総合整備計画を策定し、100年計画で鶴ヶ城を往時の姿に戻す事業をリスタートさせるべきと考えるが見解を示せ。

13 議員 内 海 基（一問一答）

(1) 子育て支援について

① 物価高騰対策

- ・ 物価高騰による子育て世帯への影響についてどのように実態を把握しているのか示せ。
- ・ 物価高対応子育て応援手当の給付事業が実施されたが、今後の子育て世帯への支援の検討状況を示せ。
- ・ 子育て世帯の中でも乳幼児等に絞ってでも市の独自策を実施すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 妊婦支援給付金については会津コインで受け取ると20%上乘せして受け取ることが出来る。受け取り方法を選択するのではなく会津コインのみで受け取ることができる給付金の検討も必要と考えるが見解を示せ。

② 学校給食費無償化

- ・ 小学校の学校給食費について無償化が実施されたが、私立小学校については対象となっていない。会津若松ザベリオ学園から要望書が出されているが、市ではどのように受け止め、検討してきたのか示せ。
- ・ 国では中学校給食費についてもできる限り速やかに無償化を目指すとの方針を示しているが、開始時期や具体的な制度設計はまだ示されていない。市独自での中学校の学校給食費無償化について検討すべきと考えるが見解を示せ。

(2) 水道事業について

① 日本DX大賞

- ・ 日本DX大賞2026サミット&アワードサステナビリティ

部門において本市の水道工事施工情報システムの実装化の取組が優秀賞を受賞した。受賞までの経緯と経過を示せ。

- ・ 今回評価された仕組みを、今後の水道事業にどの様に生かしていくのか方向性を示せ。

② 水道料金

- ・ 本市の水道事業は、令和9年度からは純損失が生じ、令和11年度には前年度からの繰越利益剰余金で当年度の赤字を補填しきれず、欠損金が生じる見込みとの収支見通しが示されており、水道料金の見直しもやむを得ないとするものの、市民理解を深めながら検討を進めて行く必要があると考える。水道料金の見直しについて、どのように進め、市民理解を得ていくのか見解を示せ。

③ 東山浄水場

- ・ 東山浄水場の更新に当たり、新たな浄水施設の建設や既存施設の撤去、ダウンサイジングにより必要となる面川受水池の増設を含め、整備事業費が約200億円と試算された。ダウンサイジングも検討されてきているが、コスト削減のために具体的にどのような検討をしていくのか示せ。
- ・ 原水である東山ダムに貯水された水の臭気問題も大きな課題となっているが、東山浄水場における水質改善策をどのように図っていくのか示せ。

(3) 鶴ヶ城について

① お濠

- ・ 旧五軒丁濠の土砂撤去工事が予定されているが、これを機に土砂を撤去した場合の石垣への影響について詳細調査を行うべきと考えるが見解を示せ。

② 樹木の管理

- ・ 鶴ヶ城には多くのソメイヨシノが植樹されており、その植樹は数回に分けて植樹されているものの、同時期に複数の植樹が行われているため、寿命も同時期に迎えるのではないかと危惧する。樹木の寿命を把握するためにも、樹木調査は定期的実施すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 城外からお城を眺めた時に、高い樹木に隠れて天守閣が見えないとの声がある。天守閣を遮る高い樹木のせん定や伐採の検討状況を示せ。

③ 天守閣入場料

- ・ 天守閣入場料については改定する方向で動いているが、何を目的に改定を実施しようとしているのか示せ。

- ・ 改定後の差額については、櫓、塀、門の復元やお濠の浚渫、石垣の蔓草除去、老木の伐採や植え替えに充てるなど、使途を決め、改定すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 二重価格の導入も検討すべきと考えるが見解を示せ。

14 議 員 奥 脇 康 夫（一問一答）

(1) 核兵器廃絶平和都市を宣言した本市の取組について

① 核兵器廃絶平和都市宣言

- ・ 本市は昭和60年8月6日に核兵器廃絶平和都市を宣言（以下「宣言」という。）しているが、この宣言には、核兵器廃絶と世界平和を願う思いが込められていると考えるが認識を示せ。
- ・ 核兵器廃絶及び世界平和について、宣言を行った目的、理由及び時代背景を示せ。
- ・ 宣言について、市民への周知はどのように行われているのか示せ。

② 中学生を対象とした平和の取組の拡充

- ・ 例年、本市の中学生の代表が広島もしくは長崎の被爆地へ訪問（以下「訪問事業」という。）している。令和8年はどのような取組を行ったのか示せ。
- ・ 例年、本市中学生による訪問事業には、私立等の中学校に通学する生徒も参加していた。広島市内においては、公益財団法人広島平和文化センターによる「ヒロシマ平和学習受入プログラム」を活用しており、全国平和学習の集いに参加している。令和6年度までは、「ヒロシマ青少年平和の集い」の名称で行われていたようであるが、どのような内容であったのか、参加者の感想も併せて示せ。
- ・ このヒロシマ平和学習受入プログラムにおいては、令和7年度より国の支援を得て、1団体当たり、こども10人及び引率者3人の合計13人を上限に広島市への往復の交通費と宿泊費の3分の1を補助されることになった。本市においてもこの補助を活用することにより、現状よりも減額された費用にて派遣が可能となり、当初の費用で中学生及び引率者として派遣する人数を増員することができれば訪問事業が更に充実すると考えるが認識を示せ。
- ・ 私立等も含めた市内の中学校において、毎年3校ずつ被爆体験伝承者を広島から招聘し被爆体験伝承講話（以下「講話」という。）を開催している。中学生の在籍年数を考

慮すると、講話を聴講することができない生徒が発生する。やはり、３年間で私立等も含めた市内の中学校全校において講話が開催されることが望ましいと考えるが認識を示せ。

- ・ 毎年、訪問事業として市内の中学生が派遣されているが、令和８年までの派遣総数を示せ。また、本市の平和の使者としての意義づけも含め、５年及び１０年ごとに派遣された方々を一堂に会しての催しを開催してみてもどうかと考えるが認識を示せ。

③ 市民へ向けた取組の充実

- ・ 令和８年７月４日に生涯学習総合センターにおいて、被爆体験伝承講話が開催された。私も参加させていただいたが、伝承者の語り方や当時の写真等を表示するとともに実話を交えての講話であったため、なお一層迫るものがあった。この講話は毎年開催されているが、どのように周知し過去５年の参加人数の推移はどのようにになっているのか示せ。
- ・ 令和８年８月４日より本庁舎ベコテラスにおいて、広島・長崎被災写真パネル展が開催されていたが、観覧者の人数を把握していれば示せ。また、周知等はどのように行っているのか示せ。
- ・ フォトランゲージと言う参加型の活動がある。写真や絵を見て気づいたことや背景を想像し、みんなで話し合う活動のことであるが、写真パネル等を観覧し、みんなで話し合うだけではなくとも、感想や思いを綴っていただくような取組をすることで写真パネルの展示が一層充実するのではないかと考えるが認識を示せ。
- ・ 宣言に係る活動であるが、これまで示した活動以外にどのような平和に関する活動を行っているのか、さらに、周知はどのように行っているのか示せ。

④ 国及び世界との連携及び発信

- ・ 本市は、核兵器のない平和な世界を実現するための活動を進める「平和首長会議」に加盟している。この「平和首長会議」では令和３年１月２２日に発効した「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動を行っているが、本市においてはどのように行っているのか示せ。
- ・ この署名活動におけるこれまでの署名の筆数を示せ。また、この署名は、平和首長会議のホームページにおいて、オンライン署名も行っているが、その筆数も含まれるのか

示せ。

- ・ 昨今の世界情勢は、大国が小国を武力で治めようとしたり、大国同士が睨み合ったり、大義をかざして武力衝突を起こしたり、核兵器の使用を肯定化するような動きもあつたりと目まぐるしく変化している状況となっている。本市は核兵器廃絶及び世界平和を掲げる都市として、どのように対応をしているのか示せ。また、本市単独でもしくは国内で宣言をしている都市と連携をして、核兵器が使用されないように、また、世界が平和を構築できるように何らかの発信等を行うことが望ましいと考えるが認識を示せ。
- ・ 我が国において、国是とされている非核三原則であるが、見直しすべきとの意見もある。この非核三原則の見直しや核共有などの議論が起きた時、もしくは起きそうな時等は、どのように対応していくのか認識を示せ。

(2) (仮称) 会津若松市新工業団地について

① 事業者が本市に事業所を構えるメリット

- ・ 新工業団地を造成するに当たり、事業者にとって本市に新たな事業所を構えるメリットはどこにあると考えているのか示せ。
- ・ 事業者が適地選定するに当たり、重視する要因の一つに自然災害等の有無があると考ええる。令和8年3月に改訂された(仮称)会津若松市新工業団地基本計画(改訂版)(以下「基本計画」という。)には、製造業を中心に行ったアンケートの中で今後新たな事業用地を確保する場合の重要度について、自然災害が少ない地域を挙げた事業者は、「とても重視する」が35.3%、「重視する」が47.1%であった。本市周辺には、会津盆地東縁断層帯と会津盆地西縁断層帯という二つの活断層がある。会津盆地東縁断層帯は、北塩原村から喜多方市、磐梯町、会津若松市、下郷町方面に延びる約49kmの断層帯であり、会津盆地西縁断層帯は、喜多方市から会津坂下町を経て、会津美里町まで延びる約34kmの断層帯である。市の地域防災計画では、東縁断層帯を震源とする地震をマグニチュード7.7程度と想定し、市内の最大震度は震度7と想定している。令和8年7月に発生した熊本地震においては、マグニチュード7.1であり東縁及び西縁断層帯を震源とする地震の想定規模よりも低いが未曾有の大災害となっている。また、平成29年に策定し

た磐梯山火山ハザードマップによると、本市は磐梯山の南側に位置するが、磐梯山の火口からかなり離れた市街地まで、直接大きな噴石や火砕流が到達するという想定はされていないが、大規模噴火の場合には、降灰など広域的な影響を考えておく必要がある。こういった要因は本市へ新たな事業所を構えることへのデメリットとなり、誘致に向けて妨げになると考えるが認識を示せ。

② 工業団地の差別化

- ・ 基本計画によると、国においてもGX（グリーントランスフォーメーション）を推進するため「GX戦略地域制度」を創設した。当該制度の脱炭素電源活用型（GX産業団地）については、本市においても活用の可能性があり、企業誘致における優位性の向上につながる事等が期待されることから、検討を行うとある。GX産業団地、いわゆる入居企業が使用する電力を再生可能エネルギーなどの脱炭素電源で100%賄うことを目指し、環境配慮と地域経済の成長を両立させるために計画された次世代型の産業用地のことであるが、本市には再生可能エネルギー発電として、小水力発電や木質バイオマス発電、風力発電等があるが、入居する事業者はそういった電源を優先的に使用することは可能なのか、また、他の再生可能エネルギーの供給可能事業者があれば優先的に団地に入居可能となるのか認識を示せ。
- ・ 団地を造成する際に使用するコンクリートをリサイクル製品もしくはサーキュラーエコノミーで製造された製品にするなど、他の工業団地との差別化となり得る取組及び今後取組もうとしていることがあれば示せ。

③ 入居事業者による差別化

- ・ 基本計画によると、企業誘致を促進する業種として、産業政策の動向から、今後、我が国のキーテクノロジーとなるデジタル、グリーン、バイオ・ライフ、先端素材・材料分野における産業技術の強化と、各産業分野における高度技術を組み合わせた高付加価値産業化が求められているとあり、キーテクノロジーとなる産業分野として、デジタル（半導体、AI、IoT、量子、光、メタバース、ロボット等）、グリーン（電池、次世代エネルギー・核融合、水素・アンモニア等）、バイオ・ライフ（健康・医療、農業・食品、バイオものづくり等）、先端素材・材料（マテリ

アルズ・インフォマティクス、半導体素材等）などを挙げている。また、本市の施策から、誘致を促進する業種として、集積や資源を生かした産業としては、半導体や自動車等の先端産業、地域資源を活用した成長ものづくり分野、次世代を担う産業としては、医療福祉、ＩＣＴ、再生可能エネルギーの各関連分野、「ものづくり企業」と「ＩＣＴ関連企業」との連携から生まれる産業としては、連携により創出される新たな産業分野を挙げているが、具体的にどのような分野の事業者が入居企業として望ましいと考えているのか示せ。

- ・ 再生可能エネルギーを活用し、循環型及びサーキュラーエコノミーを行う事業者で構成する団地の造成が望ましいと考えるが認識を示せ。

④ 人材育成と人手不足解消

- ・ 「新工業団地をつくること」自体を目的とするのではなく、「人口減少の中でも地域に仕事を生み、若者が地域に残り、企業と地域経済が持続的に発展するための産業基盤をつくること」が重要であり、雇用を創出し、地域経済の活性化へとつながる取組が必要になると考える。また、企業が進出しても、働く人がいなければ地域経済への効果は十分に発揮できないことになる。本市では人口減少が進んでいるため、新工業団地への企業誘致ばかりでなく、働く人材の確保も併せて取り組む必要があると考えるが認識を示せ。また、今後どのように人材確保に取り組もうとしているのか認識を示せ。

15 議員 平 田 久 美（一問一答）

(1) 働く若者や女性が挑戦し、働き続けられるまちづくりについて

① 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例

- ・ 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例の第8条には、(1)中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を促進すること。(2)中小企業者及び小規模企業者の経営の革新及び創業を促進すること。(3)中小企業者及び小規模企業者の企業間連携、産学官連携等を促進すること。とあるが、若者や女性の創業を促進するために、市としてどのように具体化を進めてきたのか示せ。また、その成果と課題について市の認識を示せ。

② 挑戦する人の見える化と挑戦意欲の醸成

- ・ 若者や女性が創業や新たな事業への挑戦を考える際には、支援制度を充実させるだけでなく、身近な人が創業したり、新たなことに挑戦したりする姿を知ることによって、「自分にもできるかもしれない」と感じられることが、最初の一步を踏み出すきっかけになると考える。実際に若者からは、「何かを始めたいと思えるきっかけや情報に出会う機会が少ない」「学生が挑戦を身近に感じられるような、気軽に参加できる交流の場やきっかけがもっとあればよい」といった声を聞く。こうした声を踏まえ、本市で創業した若者や女性、新たな事業に挑戦している人などをロールモデルとして見える化し、その経験や挑戦の過程を発信することで、創業や新たな事業へ挑戦する意欲を醸成していくことが重要と考えるが、市の認識を示せ。

③ 創業や新たな挑戦を支える体制

- ・ 本市では、創業支援や経営相談、創業塾、女性の起業支援など様々な取組が行われている。また、商工団体、金融機関、大学、NPO法人、民間事業者などにおいても、それぞれ創業や新たな事業への挑戦を支援している。市は、これらの支援機関や団体が担う役割をどのように把握し、どのような情報共有や相互連携を図っているのか示せ。また、これら支援機関等との連携体制における課題をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 実際に市内でフリーランスとして働く方からは、「仕事や作業ができる場所が少ない」「単に作業するだけの場所ではなく、そこに集まる人同士がつながり、新たな仕事につながるような場があればよい」といった声を聞く。また、創業や新たな事業に挑戦する中では、資金繰りや経営に関する知識・経験の不足、気軽に相談できる相手が少ないことなどへの不安も聞く。市は、創業や新たな事業に挑戦する方が、創業前から創業後の各段階において、どのようなニーズや課題を抱えていると認識しているのか示せ。また、こうした当事者の声をどのように把握し、現在の創業支援施策にどのように反映しているのか示せ。
- ・ 本市には、民間のコワーキングスペースや創業、新たな事業への挑戦を支援する事業者、起業経験を持つ人材など、既に様々な地域資源が存在している。いわき市では、いわき産業創造館を拠点として、創業支援、人材育成、交流・

連携など、新たな事業への挑戦を支える取組を行っている。本市においても、新たな施設整備を前提とするのではなく、いわき産業創造館が有する機能を参考に、地域に既にある人材、場所、ノウハウ、ネットワークなどを生かし、それぞれの強みをつなぎ合わせて活用することで、創業前から創業後の伴走支援まで切れ目なく支援につながる仕組みをつくることが重要だと考えるが、市の見解を示せ。また、既存の地域資源を今後どのように生かし、各支援主体をどのようにつないでいく考えなのか示せ。

- ・ こうした仕組みを機能させるためには、それぞれの支援主体の強みを生かしながら、挑戦する人を中心として必要な支援をつなぐ役割が重要となる。各支援主体を横断的につなぐコーディネート機能を市が担うべきと考えるが見解を示せ。

(2) 安心な妊娠・出産育児等の支援について

① 産後ケアを利用しやすい環境づくり

- ・ 出産後は、慣れない育児や授乳、睡眠不足などにより、母親の心身への負担が大きくなる時期である。母親が安心して子育てを続けていくためには、産後の心身のケアや育児負担を軽減するための支援が重要である。本市においても産後ケア事業を実施しており、制度そのものについては一定程度認知されているものと考えているが、制度を知っていることと、実際に利用しやすいことは別の課題であると考えている。実際に子育てをしている方からは、「産後ケアは困っている人でなければ利用できないように感じる」「施設の写真や、どのように過ごせるのかが分からず、利用するイメージが持てない」といった声を聞く。また、「赤ちゃんを一時的に預けてゆっくり眠りたい」「落ち着いて入浴や食事をしたい」など、母親自身が心身を休めるために利用したいという声もある。こうした声を踏まえ、産後の母親が心身ともに疲弊する前に、安心して休息や必要な支援を受けられる、利用しやすい産後ケアの環境を整えることが重要と考えるが、市の認識を示せ。
- ・ 本市の産後ケア事業では、宿泊ケアの利用者数が令和5年度の10人から令和6年度には21人となり、利用延べ日数も34日から60日へ増加している。市は、この増加の要因や利用者のニーズをどのように分析しているのか示せ。また、利用者や子育て家庭から寄せられている課題をどのように

把握し、事業に反映しているのか示せ。

- ・ 産後ケアを必要とする方が、自分も利用できるサービスであることを理解し、安心して利用できるよう、実施施設の写真や設備、利用時の過ごし方、受けられるケアやサービスなどについて、ホームページやSNS等を活用し、より分かりやすく情報発信するべきと考えるが見解を示せ。

② 授乳・搾乳を安心して行える環境整備

- ・ 女性の就業率が高まる中、育児休業から復職する方など、搾乳を必要とする女性は少なくない。子育て中の女性からは、「赤ちゃんを連れていないのに授乳室を利用しづらい」「周囲の目が気になり、トイレや車内で搾乳している」といった声もあり、安心して搾乳できる環境づくりが求められている。新庁舎の整備に伴い、授乳室やキッズコーナーにおいて搾乳ができる環境が整えられたことは、子育て中の方が安心して施設を利用する上で、大変意義のある取組であると考え。このような多目的室を本市の公共施設に整備していくとともに、民間施設にも環境整備を広げることが重要であると考え、市の認識を示せ。
- ・ 搾乳を我慢することは、乳房の痛みや乳腺炎、母乳量の減少につながるだけでなく、母乳育児の継続や女性の就労にも影響を及ぼすことがある。他自治体では、授乳室を搾乳でも利用できることを示す「さく乳できます」マークを作成し、公共施設や民間施設への普及を進めることで、安心して利用できる環境づくりに取り組んでいる。本市においても、女性が出産後も安心して働き続け、子育てと仕事を両立できる環境を整えていくことが重要であると考え、搾乳を必要とする方が安心して授乳室等を利用できるよう、「さく乳できます」マークを作成し、市の公共施設への掲示や民間施設への普及を図るべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 子育てと仕事の両立を支えるためには、授乳や搾乳を含めた育児環境への配慮が重要である。女性が安心して働き続けられるまちづくりの一環として、今後どのような支援や環境整備を進めていくのか、市の基本的な考えを示せ。

16 議員 小 倉 孝太郎（一問一答）

(1) 教育行政について

① 学校スクリーニングシステム

- ・ 本市でも令和８年度より学校スクリーニングシステムを導入したが、令和８年度の「会津若松市教育行政推進プラン」では、「学校スクリーニングシステムの試行的な導入により、潜在的問題を抱える児童を早期に発見し、校内会議等を通じ適切な支援につなぐ仕組みの構築に取り組んでいく」としている。本市ではどのような潜在的問題を抱える児童を早期に発見しようとしているのかを示せ。
- ・ 本市での学校スクリーニングシステムの導入を受けて、令和８年７月22日に、文教厚生委員会では「学校スクリーニングシステムの取組」をテーマに愛知県豊田市で行政調査を行ってきた。豊田市では「生徒一人一人の居場所づくりを支える学校～多面的な生徒理解とスクリーニングによる適切な支援を通して～」を研究主題として取り組んでいたが、本市ではスクリーニングにより適切な支援につなぐことを通してどのような学校づくりを目指しているのかを示せ。
- ・ 豊田市では中学校での取組であったが、本市では小学校での取組とした。中学校からの支援では卒業を機会に支援が途絶えてしまう可能性があり、小学校からの取組は継続的な効果が大いに期待されるところであるが、本市では小学校での取組とした理由を示せ。
- ・ 豊田市では、まずは学年でスクリーニング会議を行い、その後にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市の職員などの他職種を交えた校内チーム会議を行いながら支援の充実を行っていた。本市ではスクリーニング会議や校内チーム会議などをどのように行うのか、校内チーム会議での参加職種と併せて示せ。
- ・ 豊田市では経験則の少ない若手教員が増加していることもあり、スクリーニング会議から校内チーム会議に上げるかどうかなどに迷ったときは積極的にＡＩ（人工知能）による判定を取り入れていた。本市ではＡＩをどのように活用し、ＡＩの活用と教員の経験則のバランスをどのように取るのか見解を示せ。
- ・ 豊田市では新たに学校スクリーニングシステムを導入する際に、教員の負担の増加にならないように「何かを始めるならば何かを減らす」ことを考えて、既存の会議を統廃合するなどの精選を行って、スクリーニング会議や校内チーム会議の時間に充てていた。本市でも職員の負担軽減の

ために対策を講じるべきであると考えるが、職員の負担軽減は図られているのか見解を示せ。

- ・ 本市では令和８年度のスクリーニングの第１回目が終わったということで夏休み中に振り返りを行ったと聞き及んでいる。その振り返りの中で、どのような効果があったのか、また、課題については今後どのように対応していくのか見解を示せ。

② 学校への見守りカメラの設置

- ・ 本市の公立小・中学校、義務教育学校において、防犯カメラを設置している学校は何校であるのか、正面玄関や校庭などといった設置箇所別に示すとともに、それぞれの目的も示せ。
- ・ 不審者対策として防犯カメラを設置している学校が全国的に増えているが、本市の場合には不審者対策だけではなく、児童や生徒同士の喧嘩やいじめ、教師への暴言や暴力行為、校内での喫煙、窃盗、度を越えた悪戯などを抑止するためにも見守りカメラの設置が必要だと考える。教育委員会が認知している令和７年度における児童・生徒の問題行動の件数を種別に示し、教育環境を整えるためにも見守りカメラを設置すべきと考えるが見解を示せ。

③ 部活動の地域移行

- ・ 令和８年５月６日に郡山市の磐越自動車道において、新潟県の北越高等学校の男子ソフトテニス部員を乗せたマイクロバスがガードレールなどに衝突して男子生徒１人が亡くなるという痛ましい事故が発生した。それを受けて、スポーツ庁では令和８年５月１９日に各都道府県教育委員会担当課長などに宛てて「部活動の遠征等における安全確保について」という通知を出している。その通知によれば、「部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと」をはじめ、「事業者との適切な契約の締結」や「遠征等の必要性や移動手段の検討」などの５つの項目において特段の配慮を行うように示されている。また、令和８年６月３０日には、文部科学省と国土交通省が部活動遠征や校外活動時の移動に関する安全確保策を全国の教育委員会などに通知した。このことにおいて福島県教育委員会からはどのような内容が伝達され、それを受けて部活動の遠征等における移動手段はどのように検討さ

れ、安全面についてはどのように確保されることになったのかを示せ。

- ・ 本市では令和８年度から「あいづっこ吹奏楽教室」として、中学校の吹奏楽部の地域移行を行っている。令和８年度の「会津若松市教育行政推進プラン」では、「文化部は、合唱及び吹奏楽を対象とし、関係団体の協力を得ながら、地域の指導者を確保し、持続可能な活動体制を整備していく。地域移行の取組により、学校の枠を越え、関係団体と連携しながら活動し、生徒の技術の向上を図るとともに、生徒の自主性、協調性、連帯感及び社会性の形成を図っていく。」としている。現在、６校の中学校の吹奏楽部を２校ずつの３グループに分けて合同で練習を行っているが、他校の生徒とともに演奏することで切磋琢磨する意欲や仲間づくりにつながる一方で、指導者も３か所に分散してしまうことになり、楽器も十分に確保できているとは言えない状況であると聞き及んでいる。吹奏楽部の指導を合同で行うメリットはどのようなものがあるのか認識を示せ。
- ・ 吹奏楽においては、各パートに分かれての練習が効果的であり、専門性を持つ指導者側のやりがいもあると考えるが、６校の同じパートの生徒を一堂に会しての合同練習を行うことについてはどのように考えるのか見解を示せ。
- ・ 吹奏楽部の一つの目標に、コンクールにおいて優秀な成績を残すことが挙げられる。このことは生徒たちの大きなモチベーションとなっており、厳しい練習を乗り越えるための原動力になっていることから、技術習得のために大切なことである。しかしそれ故に、合同練習に前向きな学校とこれまでのように自校でのコンクールに向けた練習を重視する学校との差が出てきていると聞き及んでいる。それを鑑みるに、６校全てが同じような練習でよいのか、各校における思いについてはどのように寄り沿っていくのか見解を示せ。
- ・ コンクールのための練習も必要である一方、基礎を学び、多くの楽曲に触れ、生涯学習として普遍的な学びや技術を深め、将来的な文化活動や指導の担い手を育む視点も重要と考えるが、今後の活動の力点をどのように考えているのか示せ。
- ・ 部活動の地域移行に対しては、教員の負担軽減の側面も大きいと認識しているが、吹奏楽部の場合、楽器の移動の

際の搬出入などのために出勤しなければならないことや、地域指導者との指導内容の摺り合わせなど、大きな負担軽減にはつながってはいないのではないかという声も聞かれる。教員の負担軽減についてはどのような認識でいるのかを示せ。

- ・ 現在は2校ずつのグループ分けのために、お互いの学校を交代で使用するようになっており、そのたびに送迎や楽器運搬などを保護者にお願いしている学校もあるが、保護者の負担に対してはどのように認識しているのかを示し、負担軽減についてはどのように考えているのかを示せ。また、打楽器など全ての楽器を運搬できるわけではないので、練習が十分にできるわけではない現状についてはどのように認識しているのかを示せ。
- ・ こうした吹奏楽の楽器運搬等の課題を踏まえ、余裕教室や市の未利用財産を活用し、固定できる練習場所を設けることも1つの解決方法と考えるが、楽器運搬と会場の確保についての認識を示せ。
- ・ 吹奏楽は、40人程度が一般的な編成とされていることや、現状の各校の吹奏楽部員の人数を考えると、将来的には複数校による合同チームの可能性も想定されるところではあるが、今後の吹奏楽部の在り方についての見解を示せ。
- ・ 会津地方では福島県吹奏楽連盟により吹奏楽アカデミー I ' s（会津）（以下「アカデミー」という。）が実施されており、地域指導者などの協力を得ているが、スケジュール調整には苦慮しているとも聞き及んでいる。今後のあいづっこ吹奏楽教室における地域指導者の確保についてはどのように考えているのか見解を示せ。また、そのアカデミーの発表会にあいづっこ吹奏楽教室として参加することや、アカデミーとの合同練習を行うことなどの連携をどのように考えるのか見解を示せ。

④ 学力向上対策

- ・ 福島県教育委員会のホームページによると、令和8年4月に行われた小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力・学習状況調査において、福島県内公立校の平均正答率は、小学校の国語と算数、中学校の国語と数学の全教科で全国平均正答率を下回り、中学校の英語も I R T（項目反応理論）スコアで全国よりも下回ったということであった。本市における調査の結果及び分析については今後の公表が

待たれるところであるが、近年、本市の平均正答率は福島県の平均正答率よりも下回ることが多く、令和7年10月15日に行われた文教厚生委員会協議会の資料によると、令和7年度の本市の平均正答率は福島県の平均正答率よりも小学校と中学校の全教科で下回っていた。全国的に見ても福島県の平均正答率の順位は高くない中で、本市の平均正答率が県よりも低いことは、結果を見る限り学力向上対策の効果が上がっているとは言い難い。令和7年度の結果を受けて、全国学力・学習状況調査研究会を実施してきたと聞き及んでいるが、その中でどのような対策を立てて、どのように実行してきたのかを示せ。

- ・ 令和9年度より、全国学力・学習状況調査の全教科がP B T形式（ペーパーベースドテスト）からC B T形式（コンピュータベースドテスト）に移行する。中学英語では先行してC B T形式に移行しているが、自分の実力を十分に発揮するためにも国語や算数、数学におけるC B T形式に対する理解と慣れが必要であると考え、どのように対策がなされているのかを示せ。
- ・ 学力とは、生涯学び続けるために必要な資質や能力を身に付けるための基礎となるものであり、単なる知識や技能だけではなく、思考力や判断力、表現力など多岐にわたるものである。児童・生徒らの能力の育成のために、市学校教育指導委員会が作成したチャレンジテストのほか、全国学力・学習状況調査の過去問、ふくしま活用力育成シートを活用したテストなどを行っているが、どのような効果が見受けられるのかを示せ。
- ・ 学力向上のためには、学校・家庭・地域が一体となった推進体制の構築が必要不可欠であるが、全国学力・学習状況調査の結果からも交流サイト（SNS）の閲覧や動画視聴が長いほど、平均正答率が低くなる傾向が指摘されている。本市ではメディアバランス週間を設けているが、その取組と効果について示せ。
- ・ 学力向上のためには、読解力などの言語能力等の育成も喫緊の課題である。人工知能（AI）が急速に進化している現状において、メディアリテラシーを高めることが重要であり、そのためにもN I E（教育に新聞を）の取組が効果的であると考え。実践校及びその他の学校における取組と効果を示せ。

(2) 学童及び幼児教育について

① 待機児童の解消

- ・ 令和 8 年 4 月当初の段階で、本市のこどもクラブの待機児童及び潜在的待機児童は何名であったのかを示し、その要因について示せ。また、令和 8 年度の夏季休業に入ってから待機児童及び潜在的待機児童の状況を示せ。
- ・ 本市の待機児童の解消においては、令和 7 年 4 月 1 日に開所した中央こどもクラブの存在が大きいと認識している。中央こどもクラブは市中心部に複数学区の待機児童を受け入れているが、直近の定員及び利用児童数とその小学校ごとの内訳、下校時の移動方法別の児童数、利用者からの声について示せ。また、今後の中央こどもクラブの利活用の方向性と課題について示せ。
- ・ 中央こどもクラブに通わせる場合、下校時にタクシーを利用する児童もあり、今後、待機児童の解消を継続していくためにも、新たなこどもクラブを新設または拡充することも検討していかなければならないと考えるが、現時点でそれらの予定はあるのか、その必要性も合わせて示せ。

② 幼保小の連携

- ・ 本市では令和 8 年 6 月 22 日に令和 8 年度第 1 回幼保小連携会議が開かれたと聞き及んでいるが、幼保小の連携がどのように推進されていくのかを示せ。また、架け橋期カリキュラムの作成にも取りかかり始めたとのことであるが、どこの部署が主体となり、どこの部署と連携して作成していくのかを示し、どのような方向性で作成されていくのか、今後の作成のスケジュールと併せて示せ。
- ・ 幼保小連携会議とは別に、令和 8 年 8 月 3 日に会津若松市幼児教育振興協会が主催する幼保小合同研修会が開催された。学校法人白梅 認定こども園榎の木における公開保育をはじめとして、保育の振り返りを行い、福島県幼児教育センター指導主事の先生を講師とした架け橋期プログラムについての協議がされたことで、多くの参加者からこの研修会が有意義であったとの声が寄せられていると聞き及んでいる。この研修会には、本市のこども保育課や市教育委員会からも参加しているが、どのように捉えたのかを示せ。
- ・ 本市の小 1 プロblemの解消をはじめとして、幼保小の連携及び接続について、今後はどのように取り組んでいく

のか、課題とともに具体的に示せ。

17 議員 中 川 廣 文

(1) 子どもの育成について

① 教育大綱・教育振興基本計画（第2期）

- ・ 平成29年度を始期とする現教育大綱・教育振興基本計画の終期が令和8年度であることから、現在次期計画の策定に向け様々な議論がなされていることと思う。その中でも、今回は政策1「次代を創る子どもたちの育成」のうち、政策分野3「地域による子ども育成」について深掘りできればと考えている。その大前提として、令和4年3月の中間見直しも含め、現時点の総括を示せ。
- ・ また、次期計画は、市の第8次総合計画の計画期間と同一の令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間としているが、第8次総合計画では、人口減少を最大の課題と捉え、人口が減少していくことを前提とした行政サービスや公共施設、インフラ、行政組織などの最適化を目指した計画としている。人口減少は教育環境の在り方にも直結する課題であるが、第8次総合計画のこの賢く縮む（スマートシュリンク）という考え方は、次期教育大綱・教育振興基本計画においてどのように取り入れられるのか見解を示せ。
- ・ 政策分野3「地域による子ども育成」について、学校教育の活動を地域で支援していく環境整備、学校と地域との連携・協働を推進することは望ましいと考えるが、各種地域団体も人材不足に直面し活動の継続が困難になってきている団体も少なくない。長期休暇に入る前の学校日より、地域に子ども達の見守りや声掛けをお願いする一方で、不審者による声掛けへの注意喚起を促すような社会環境の中では、児童と地域との関わりも慎重にならざるを得ない側面があると考えます。今後これらの課題について、どのように対応していくのか見解を示せ。

② コミュニティ・スクール

- ・ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」は文部科学省において定義付けされており、教育長もコミュニティ・スクールの在り方を問う過去の一般質問に対し「学校は、地域と深い関わりがあり、地域コミュニティのよりどころとして重要な施設

であるとともに、児童・生徒が将来社会人として必要な学力や体力、教養を身につけること、さらには集団生活の中で協調性、道徳性を養う重要な教育施設である」と答弁している。要は、学校は地域コミュニティーの核であって、子ども達の健全な育成に地域が深く関わっていく、学習支援や子ども達の居場所づくり等に地域の人材・地域資源をどう活用していくのかが重要なポイントであると考えているが、地域性により学校と地域の関わり方にも違いが生じてくるのも当然のことである。これらのことを踏まえ、教育委員会・学校として、理想的な地域の関わり方はどうあるべきと考えているのか、見解を示せ。

- ・ 学校教育活動に対して地域に深く関わってもらえるのであれば、学校が抱える課題や目標についても共有する必要がある、協力者にも長期的な視点を持って取り組んでもらうべきと考える。さらには、児童・生徒の学習の効果も増幅するといった波及効果も期待できることから、積極的に取り組むべきと考えるが、これまで取り組んできた具体的な事例を示し、今後の方針について示せ。
 - ・ 保護者・PTAも貴重な地域人材・資源である。運動会、学年行事、授業参観等のPTA活動のほか、PTAが率先して学校教育活動に関わることも見受けられる。反面、PTAはあくまでも保護者であって教育のプロではないことから、児童との関わり方も保護者によって捉え方は異なり、接し方にも一定の配慮は求められる。教育委員会・学校として、PTAにどの範囲までの関わりを求めるのか、見解を示せ。
 - ・ 学校の規模にもよって、PTAの活動実態にも差は出るし、温度差も生じているのが現状と認識している。しかしながら、PTAの活動実態の違いによって子ども達の育成にも差が出てしまうのは望ましい姿ではないと考える。学校ごとのPTAの活動実態の違いがもたらす、児童・生徒の健全な育成への影響についての認識を示せ。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校をサポートするスタッフの活動は、先生方の負担軽減や、何より悩みを抱える児童・生徒や保護者の精神的な支えに繋がっている。しかしながら、サポートスタッフが児童・生徒、教員、保護者が抱える全ての悩みを把握し解決

できるわけではない。サポートスタッフの人数を増員し、厚く配置をしたとしても根本的な課題は解消されないであろうし、増員しようとしても人材不足の壁にぶち当たる。複数の目で子ども達を見守ることは有効であることに異論はなく、更なる創意工夫が必要だと考える。法律では一クラスの定員上限が、現在、小学校及び中学校1・2年で35人と定められているが、これを福島県の少人数教育の運用により、35人以下であってもクラスを分け、担任の受け持つ人数を減らすこと、もしくは、一クラスのままでも加配教員を付けることで、教員一人の負担はかなり軽減されるし、目の行き届いた指導が期待できるとされている。しかしながら、教員の人材不足は慢性的であり、有効な解決策は簡単には見つからないものと認識する。そこで、教員のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員などの専門職員を含む「チーム学校」で相談体制を強固に構築する中で、人材不足に対してどのように対応していくのか見解を示せ。

- ・ 児童・生徒が勇気を振り絞ってスクールカウンセラーに悩みを打ち明けた際、児童・生徒と担当したスクールカウンセラーの相性が合わず、次のステップへつながらなかった場合、児童・生徒は逃げ場を失ってしまうことになる。親でもない、教員でもない大人と児童・生徒が信頼関係を結べるか否かの判断は一瞬にして決まってしまうことも考えられるが、こうした場合の児童・生徒のフォローについてどのように対応するのか見解を示せ。
- ・ 人員増強が困難であるならば、スポット的にでも地域人材を活用して見守り・相談体制を補完することは考えられないか、見解を示せ。
- ・ 退職した教員や、教員免許状を有する者のスポット的な活用は可能か、認識を示せ。

④ 地域学校協働本部

- ・ 地域学校協働本部事業は、本市が目指す地域総ぐるみで子どもを育てる教育の大きな柱としており、学校と地域の方々が相互に連携、協働し、地域学校協働活動と放課後子ども教室の二つの事業を展開している。書道や家庭科授業の支援や、昔遊び体験、自然観察、防災教育など、子ども達にとっては体験・経験する全てが情操教育であり、協力してくださる方々には心から感謝している。地域総ぐるみ

で子育てをするのであれば、通常の授業の見守りに参加してもらっただけでも児童・教員にとっては心強い味方になるのではと考えるが、見解を示せ。

- ・ また、ボランティアとして登録するには至らないまでも、ある分野のある課題については知識と経験を発揮できる方もいるかと思う。そうした人材の活用についての見解を示せ。

18 議 員 石 田 典 男（一問一答）

(1) 大規模地震に備えた本市水道施設の現状と今後の課題について

① 戸ノ口堰及び滝沢浄水場における導水施設

- ・ 令和6年度以降から現在までの点検・補修・更新等の実施状況を示せ。
- ・ 施設の安全性についての評価を示せ。
- ・ 施設の耐震性などの課題を示せ。

② 配水池の現状と耐震化

- ・ 市内の配水池について送水・配水エリアごとの施設数、代表的な施設の建設年度、容量、構造、耐震性能及び耐震化の状況について概要を示せ。
- ・ 耐震化を実施していない施設について、その理由と今後の整備方針を示せ。

③ 浄水場から配水池までの送水管

- ・ 配水池までの送水管の管路の布設延長、代表的な管路の布設年度、口径、管種及び耐震管の採用状況などの現況を示せ。
- ・ 送水管の耐震適合率及び今後の更新・耐震化計画の見通しを示せ。

④ 重要給水施設への給水体制

- ・ 施設の機能別に災害時給水栓、給水設備、施設付帯設備等の整備状況を示せ。
- ・ 上記設備を含めた重要給水施設の今後の整備方針について示せ。

⑤ 耐震性貯水槽

- ・ 今後想定される設置場所、容量、給水方法、1施設当たりの給水可能人口、設置年度など計画の概要を示せ。

⑥ 大規模地震により市内全域が断水した場合の対応

- ・ 発災直後、24時間以内、3日程度、1週間程度など、時

間経過に応じて想定される一連の対応（応急給水、給水車の確保、給水拠点の開設、重要給水施設への給水、応援自治体等の受入れ、復旧作業、市民への情報提供など）についての概要を示せ。

- ・ 必要となる給水車の台数及び給水量をどの程度と想定しているのか示せ。
- ・ 県、他自治体、自衛隊、国土交通省、民間事業者等への応援要請の概要を示せ。

⑦ 断水時における対応及び指揮命令系統

- ・ 断水の発生時における水道事業者による対策本部の構築や市災害対策本部との連携など、水道事業者としての対応及びその指揮命令系統について示せ。
- ・ 断水時の対応マニュアル、庁内での連携体制の整備状況を示せ。
- ・ 断水を想定した訓練や検証の状況を示せ。

⑧ 市民への情報提供と防災意識の向上

- ・ 断水時における給水拠点、給水方法、備蓄すべき水量、情報収集の方法、要配慮者への対応を市民へ具体的に周知すべきと考えるが、見解を示せ。
- ・ 全庁的な連携や地域防災計画への反映を行い、実効性のある防災・給水体制を構築することが必要と考えるが見解を示せ。

19 議員 譲 矢 隆（一問一答）

(1) 熊等の獣害対策について

① 県が設置した監視カメラと市の関わり

- ・ 農作物被害対策はもちろん大切だが、人的被害の発生を防ぐことはより重要と考える。獣害対策のため市内各所に県が設置したカメラの情報は市においてどのように活用されてきたのか示せ。また、特に市民からの認知が十分でないと考えるが、獣害対策のための監視カメラの効果と課題を示せ。

② 獣害対策のための施策と活用状況

- ・ 市が取り組んでいる各種獣害対策を示せ。
- ・ 令和8年度から新たに予算化された、熊を呼び寄せないための事業の内容を示すとともに、同事業における現状と課題を示せ。

(2) 介護保険サービスの継続性について

① 大戸町区長会並びに民生委員協議会からの要望書の受け止めと今後の対策

- ・ 令和8年8月6日、市長及び市議会議長に対し、大戸町区長会並びに第14方部民生委員協議会から「大戸町における介護保険サービスの利用について」要望書の提出があった。この要望書には、事業所の撤退や地理的な距離等の問題により、大戸町において十分な介護保険サービスが利用できない地区があることや、今後のサービスの継続に対する不安の声が寄せられており、市に対応を求める内容であった。この問題に対し、議会や当該地域に暮らす住民に対する説明の有無を含めたこれまでの経過について示せ。
- ・ 同要望書の要望事項3点に対する市の認識と今後の対応の考えを示せ。
- ・ 介護サービスの維持については、大戸地区だけの問題ではなく、市としてこの課題を全体化・共有化していかなければならないと考える。本市の介護サービスに対する市の認識を示せ。
- ・ 介護人材の確保が喫緊の課題と考える。人材の育成・確保策を示せ。
- ・ 民間事業者が撤退する可能性や、共助（NPO団体）などでも対応できない事態も想定しなければならない。介護保険制度を持続可能なものにしていく責務は自治体にあると考えるが、市としての考えを示せ。

(3) バス停留所の利便性向上について

① 市民に寄り添った路線バス停留所の実現策

- ・ 路線バス運行に対する市の関わりを示せ。
- ・ 市民の利用実態や要望を踏まえた路線バス停留所の設置に対する市の認識とこれまでの関わりについて示せ。
- ・ バス停留所の廃止や変更により、生活に不便が生じている市民に対し、市としてどのように対応していく考えにあるのか示せ。

20 議員 成田 芳雄（一問一答）

(1) 中小企業及び小規模企業振興条例について

- ・ 本市は、少子高齢化が進むとともに、産業基盤が脆弱なため、若者の流出は多く、人口減少は止まらず、そのため地域経済の振興を図るためには、農林業を含む中小企業政策を重要視するのは当然である。そのため私は、その基と

なるのが、本市の農林業を含む商工業振興条例であると考え、これまで質疑・提案してきた。平成11年12月3日には、中小企業基本法が改正され、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるよう努めなければならない」から、「区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」と規定され、「策定」から「実施」まで行う責務が生じた。また、市議会産業経済委員会（政策討論会第3分科会）は、平成23年度から「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」を課題として取り上げ、その集大成として、農林業を含む商工業を振興するには、これまでの補助金を交付するだけの中小企業振興条例を改正し、恒久的な仕組みとして、①地域や各業界の実態を把握するとともに、②産業振興施策を練り上げるため、次世代の後継者や実務に直接携わっている方々、公募による市民、その他関係機関等を構成員とする③産業振興会議を設置すべきと当局に要請した。その結果、本市は平成31年2月定例会に、これまでの会津若松市中小企業振興条例の全部を改正、会津若松市「中小企業及び小規模企業振興条例」を制定し、平成31年4月1日に施行された。しかし、産業振興会議から名称を変えた中小企業・小規模企業未来会議（以下「未来会議」という。）は、令和2年12月定例会の質疑において、会議で産業振興施策を練り上げる協議をしていなかったことが判明した。先の令和8年6月定例会議では、本市の中小企業及び小規模企業振興条例で設置している「未来会議」は、どのような理由で、中小企業及び小規模企業振興に関する施策を協議できないのかという私の質問に、「未来会議における中小企業等の振興施策の協議については、中小・小規模企業者、関係機関、市などが、中小企業等の振興のために必要と認める事項に関し、継続的な協議を行う場として開催している。」「会議では、様々な立場の参加者が、中小企業等を取り巻く現状を把握し、各主体の取組や課題について共有・協議を行うことで地域課題に対する気付きや、意識付けにつながるものと認識している。」との答弁があり、また、未来会議における施策の策定については、「会議の中で協議された内容が、本市の課題解決のために必要な取組であり、市が担うべき内容である場合には、市の施策に位置付け、取り組んでいくものと認識している。」との答弁であった。そ

こで、この件はいつから執行したのか示せ。

- ・ 本市の中小企業及び小規模企業振興条例第4条第1項では、市の責務として、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、同条第2項では、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者及び小規模企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、小規模企業者が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとしているが、なぜその施策業務を「未来会議」に任せないのか、認識を示せ。
- ・ 施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握しなければならないが、どのような方法で把握し、その現状をどのように認識しているのかという質問に対し、中小企業等の実態把握方法と、現状については、「中小企業等の①会社数・動向や、②市場環境、経営状況などについては、国が数年ごとに実施する経済センサス等の公的統計や県が毎月公表している経済動向、③市内金融機関及び支援機関との情報交換やヒアリング等により、実態の把握に努めている。」との答弁であった。なぜ実態調査をしないのか認識を示せ。
- ・ 先の定例会議では、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、小規模企業者が、事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮として、「市としては、経済的・社会的環境の変化への対応が必要な場合には、関係機関と連携し、経営相談や融資、補助金等の振興措置を行ってきた。」との答弁であったが、具体的な成果を示せ。
- ・ 本市の中小企業及び小規模企業振興条例では、第10条で、市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関は、中小企業及び小規模企業の振興のため、必要と認める事項に関し、継続的な協議を行うものとしている。中小企業及び小規模企業の振興のため、必要と認める事項として、中小企業等の振興のために必要な事項について、これまでの未来会議では、地域の人材育成と地域企業間の交流をテーマに継続的な協議を行ってきたが、昨年度からは、これまでの取組を踏まえ、会津若松市の未来の在りたい姿を描くことを通して、中小企業等振興施策を具体化し、可視化しながら、

中長期的な視点から企業・関係機関・市民行政のそれぞれの主体が、今後どのようなことに取り組む必要があるのかについて、協議しているとのことだったが、どのようなことなのか認識を示せ。

- ・ 県内市町村での中小企業及び小規模企業振興条例の中で、福島市や郡山市、いわき市、白河市等は、産業振興会議を設置しており、振興会議の意見を参考に、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとし、そのため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じているが、市長は、これをどのように思っているのかとの質問に、「本市同様、他自治体においても、自然環境や産業構造、歴史・文化などの、地域の実情に応じた条例を制定し、中小企業等の振興に関する必要な事項を協議する場として設置しているものと認識している。」「市としては、他自治体の事例を参考にしながら、これまでの取組や地域の実情を踏まえ、より効果的な取組となるよう努めて参る。」とのことだったが、未来会議の意見を参考に、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとし、そのため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 次に、未来会議の構成委員として、次世代の後継者や実務に直接携わっている方々、公募による市民もこれまで選出したのかとの質問に、未来会議の構成員については、条例施行規則第5条に基づき、学識経験者、中小企業者及び小規模企業者、関係機関の代表者又は職員等に出席を依頼しており、次世代の後継者や実務に携わっている方に参加頂いているが、公募による委員の選出は行っていないとの答弁であったが、委員として選出すべきと考える。市の認識を示せ。
- ・ また、市は、地域や各業界の実態を把握するとともに、産業振興施策を練り上げるため、未来会議でこれまで市の施策を協議したことはあったのか示せ。